

あいち水循環再生基本構想
西三河地域水循環再生行動計画
(第2次)

～水が結ぶ森・郷・里川・里海の西三河をめざして～

平成24年2月

愛知県・西三河地域水循環再生地域協議会

目 次

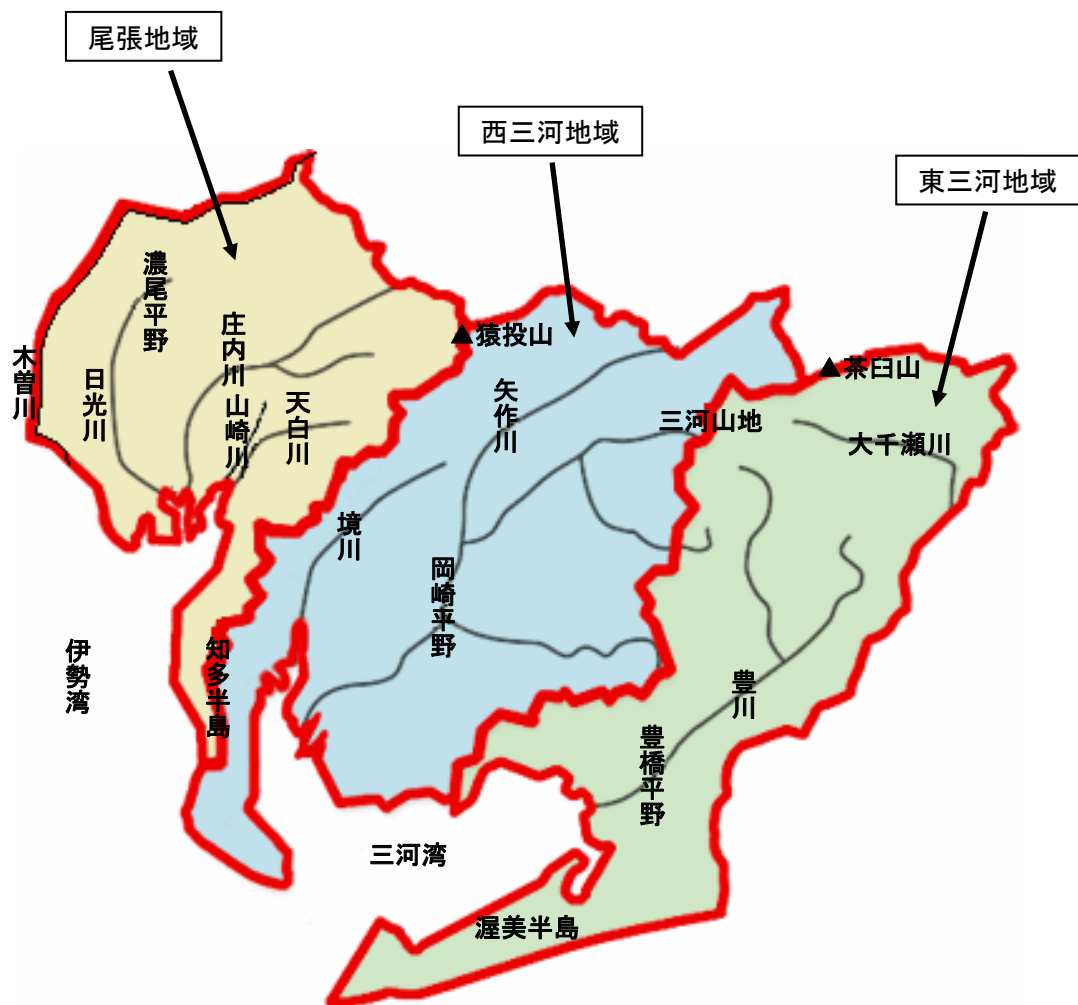
I	行動計画策定の背景と目的	1
1	背景	1
2	目的	2
3	更新の主な内容	2
II	西三河地域の姿	4
1	自然・社会的特性	4
2	水循環の4つの機能からみた環境特性	4
(1)	「きれいな水」	4
(2)	「豊かな水」	7
(3)	「水が育む多様な生態系」	10
(4)	「ふれあう水辺」	11
III	健全な水循環再生に向けて	13
1	地域目標	14
2	地域共通の取組（アクション・シート）	14
(1)	「安心して利用できるきれいな水」のために	15
(2)	「暮らしを支えて流れる豊かな水」のために	19
(3)	「水が育む多様な生態系」のために	21
(4)	「人と水とがふれあう水辺」のために	24
3	流域別目標	26
4	流域別の取組（アクション・シート）	27
(1)	矢作川等流域	28
(2)	境川等流域	42
(3)	油ヶ淵等	49
(4)	三河湾沿岸域（知多半島等）	57
IV	水循環パートナーシッププロジェクト	64
1	流域モニタリング一斉調査	67
2	三河湾里海再生プログラムの推進	68
3	関係機関の連携強化（矢作川流域圏懇談会）	69
4	関係機関の連携強化（伊勢湾再生推進会議）	70
5	三河湾環境再生プロジェクト	71
V	行動計画推進のために	72
1	各主体に期待される役割	73
2	行動計画の推進に向けて	75
(1)	取組の進行管理	75
(2)	取組実施状況の点検、計画の更新	75
(3)	情報の共有と発信	76
付表	西三河地域 水循環再生に向けた取組 総括表	77
	西三河地域 水循環取組マップ	

I 行動計画策定の背景と目的

1 背景

愛知県では、流域を中心とした一連の水の流れの過程において、人間社会の営みと水循環の持つ「水質の浄化」、「水量の確保」、「多様な生態系の維持」及び「水辺の保全」の4つの機能が、適切なバランスのもとに確保されている健全な水循環を再生することを目的に、平成18年3月に「あいち水循環再生基本構想」を策定しました。

水循環再生にあたっては、流域の上流から下流までが一体となり、県民、事業者、民間団体、行政による連携・協働した継続的な取組が必要となります。一方、川や海などの水質や水量、生態系、水辺の状況は、地域の地形等の条件や県民生活、経済活動などにより、それぞれの地域で異なります。これらのことから、水循環再生の取組は地域の実情に即し計画的に実施することが重要であることから、県内を尾張地域、西三河地域、東三河地域を単位として地域協議会を設置して取り組んでいくこととしました。



注1) 地域協議会の地域区分では、知多半島及び尾張地域の市町のうち三河湾沿岸・流域の市町（半田市、大府市、東浦町、阿久比町、武豊町、美浜町、南知多町、豊明市、東郷町）は西三河地域協議会の構成員とした。

注2) 行動計画で記述する統計数値等は、通常の地域区分(知多半島は尾張地域)に従っている。

2 目的

「あいち水循環再生基本構想」における目標「人と水との豊かなかかわりの回復・創造」を着実に目指すためには、県民や事業者、民間団体、行政の各主体が、水循環再生に関する自らの役割と参加する意義を理解し、各主体の立場に応じた役割分担のもと、自主的・積極的に水循環の再生施策に取り組む必要があります。

そこで、西三河地域の県民や事業者、民間団体、行政からなる「地域協議会」を設立し、「地域協議会」において、地域課題、地域目標、重点取組、水循環再生指標を用いたモニタリング等を内容とした、地域の実情に適した具体的な「西三河地域水循環再生行動計画」を平成20年3月に策定しました。行動計画の策定に伴い、流域の上流から下流までが一体となって水循環再生の取組を推進します。なお、行動計画の期間は平成20年3月から10年を基本とします。

また、水循環再生の取組の進行管理にあたっては、計画（Plan）、実行（Do）、点検（Check）、更新（Action）のPDCAサイクルを繰り返し、行動計画の水準向上が必要であります。

そこで、行動計画策定後3ヶ年が経過したことから、平成23年度に点検そして更新を行い、平成24年2月に「西三河地域水循環再生行動計画（第2次）」を策定しました。

3 更新の主な内容

行動計画を更新するにあたり、これまでの取組を評価分析し、改善を図るため中間評価を行いました。その中間評価の結果から、下記の4項目に留意しつつ行動計画を更新しました。また、新たな取組の追加や水質データなどの地域の特徴についても時点修正を行っています。

- ① 行動計画に位置づけられている取組は多数あることから、各取組と基本構想との関連性が分かりにくくなっているという課題があります。そこで、基本構想の考え方を踏まえ、横軸に機能連携、縦軸にテーマ連携のマトリクスを作成し、それぞれに関連する取組をマトリクスに当てはめることにより、取組と機能又はテーマとの関連性を表現しました。具体的には、水循環再生のための取組が記載されている総括表のフォーマットを変更しました。（図1-1、表1-1）



図1-1 基本構想の考え方

表 1-1 各取組の基本構想との位置づけ

		機能連携			
		きれいな水	豊かな水	多様な生態系	ふれあう水辺
テーマ連携	森づくり	汚濁負荷の削減	かん養機能の向上	多様な生態系の保全	—
	郷づくり	汚濁負荷の削減 その他	かん養機能の向上 水資源の有効利用	多様な生態系の保全	身近な水辺の整理
	まちづくり	汚濁負荷の削減 有害物質の削減	かん養機能の向上 水資源の有効利用	多様な生態系の保全	身近な水辺の整理 水文化の保存・伝承
	川・里海づくり	汚濁負荷の削減 直接浄化等 環境監視 その他	水資源の有効利用 その他	多様な生態系の保全	身近な水辺の整理

- ② 行動計画を推進するためには、県民に情報を発信し、地域一体となって取組を推進していくことが求められます。そのためには、県民への取組に対する意識の普及・啓発が必要であります。そのような背景から、行動計画の取組のさらなる活性化を目指し、水循環取組マップを新規に作成しました。

水循環取組マップは、水循環再生に向けた4つのめざす姿（「きれいな水」、「豊かな水」、「多様な生態系」、「ふれあう水辺」）に関わる取組内容を掲載しております。このマップは、行動計画策定以降、県内の各地域で行ってきた取組の成果を活用し、県民に活動状況の情報発信とともに、取組の参加を促していく啓発資料として活用することを目的としています。なお、水循環取組マップは行動計画の本編ではなく、付表として記載している総括表の一部として記載しています。

- ③ 行動計画の取組には、法律的な位置づけのある取組や任意の計画をベースに実施している取組などがあることから、個々の取組がそれぞれどのような計画をベースに実施しているのかを整理しました。具体的には、アクション・シートに「関連する計画及び根拠となる法律」の記述を追加しました。

- ④ 行動計画の進捗状況を点検・把握するため「取組点検指標」を平成20年度に取りまとめ、平成21年度から「取組点検指標」の実績値（前年度分）の集計を始めております。「取組点検指標」は「地域共通の取組」と「流域別の取組」が設定されております。

「流域別の取組」は、従来より行動計画にアクション・シートとして掲げられていることから、「地域共通の取組」も新規にアクション・シートを作成しました。今後は、アクション・シートにより、「取組点検指標」の取組の背景及び目的などを把握することができるようになります。

II 西三河地域の姿

1 自然・社会的特性

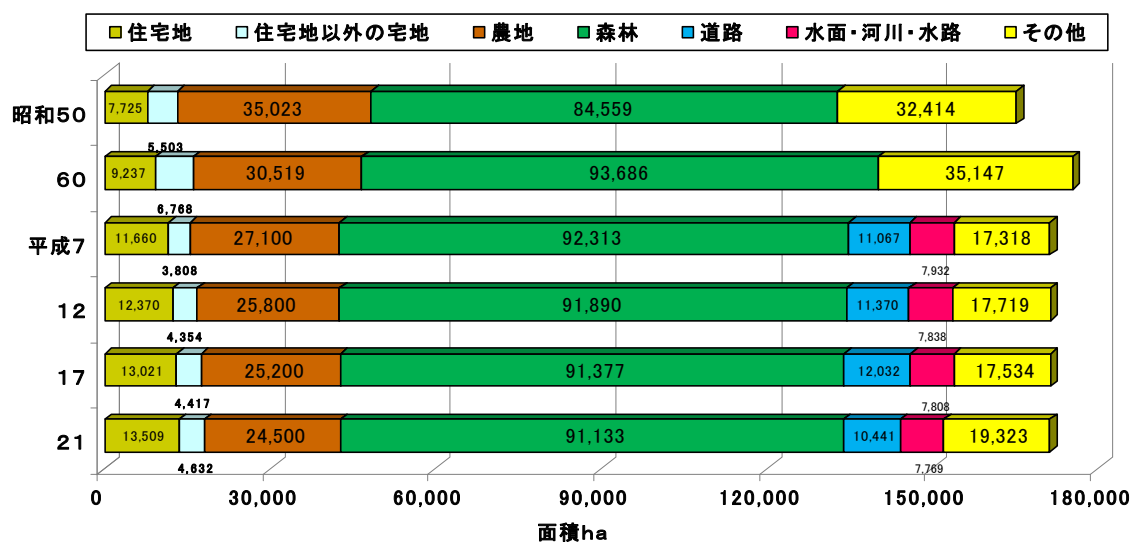
北東部に三河山地が広がり、下流には岡崎平野が形成され、長野県に源を発する矢作川が中央部を貫流しています。また、西部には丘陵地帯が広がり知多半島へと伸びており、境川、逢妻川が衣浦湾に注いでいます。三河山地の南西部には、幡豆山地が分布しています。

土地利用の状況は、面積の5割程度を森林が占めており、農地も、南部の地域で畑作が盛んなことを反映して、十数パーセントとなっています。(図2-1)

岡崎平野は農業が盛んな地域ですが、近年では著しい工業化の進展がみられ、産業構造は輸送用機械器具製造業の占める割合が70%近くと圧倒的に高くなっています。また、衣浦湾の臨海部も発電、輸送用機械器具製造業など多様な事業所が立地しています。

また、三河湾を擁するこの地域では、のり養殖、小型底びき網漁業、あさりの採貝やうなぎの養殖など漁業も盛んな地域でもあります。

なお、人口は増加傾向が続いており、愛知県の3地域（尾張、西三河、東三河）中、この地域が最も増加率が高くなっています。



注) 昭和60年以前、その他に分類されていた面積のうち一部は道路、水面・河川・水路に移行
 出典) 愛知県企画振興部土地水資源課「土地に関する統計年報」

図 2-1 西三河地域の土地利用状況の推移

2 水循環の4つの機能からみた環境特性

西三河地域の環境特性を、水循環の4つの機能（「水質の浄化」、「水量の確保」、「多様な生態系の維持」、「水辺の保全」）から導かれる、「きれいな水」、「豊かな水」、「水が育む多様な生態系^{いのち}」及び「ふれあう水辺」という4つの観点で整理しました。

(1) 「きれいな水」

平成22年度の河川・海域における環境基準適合状況は図2-2のとおりであり、西三河地域では境川や衣浦湾等で環境基準に適合していない地点がみられます。

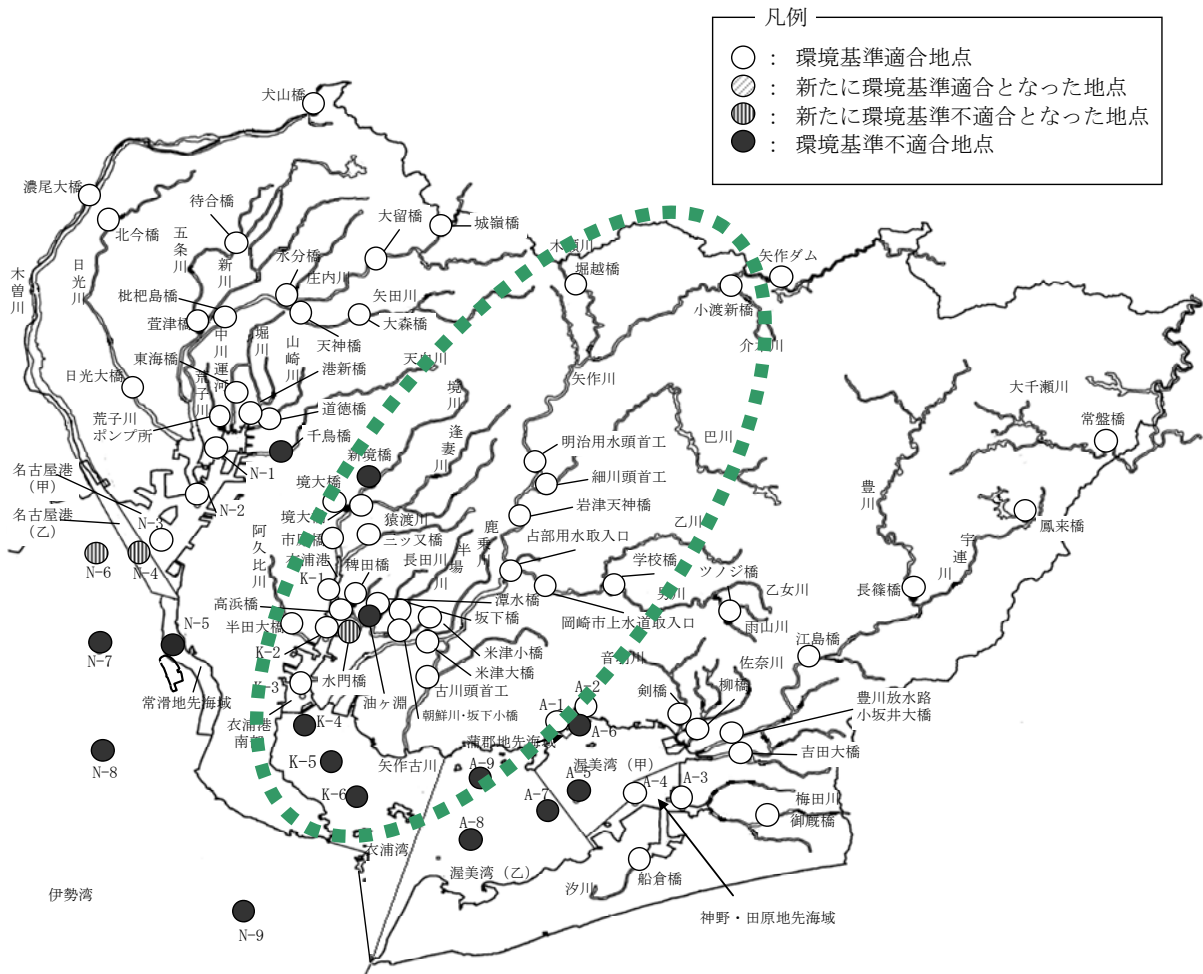


図 2-2 平成 22 年度環境基準適合状況(BOD、COD)

①河川の水質

西三河地方を代表する河川は、矢作川水系及び境川水系です。これらの河川水質を有機物汚濁の代表的な指標であるBODの年間平均値で見ると、長期的には横ばいもしくは改善傾向となっています。(図2-3, 図2-4, 図2-5)

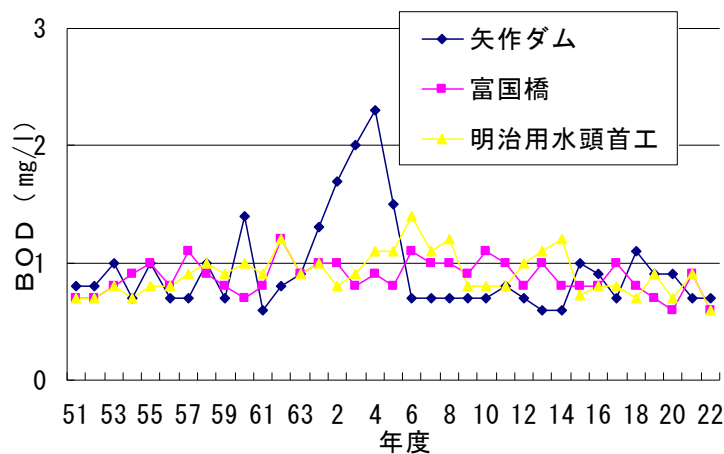


図 2-3 矢作川の河川水質 (BOD)

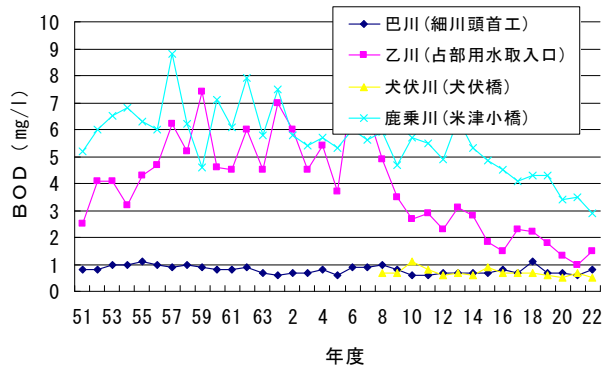


図2-4 矢作川水系の河川水質 (BOD)

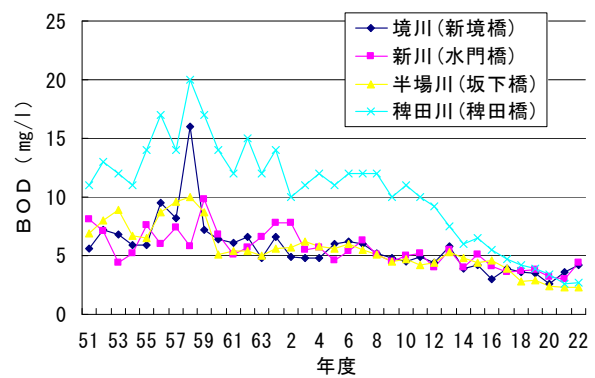


図2-5 境川水系の河川水質 (BOD)

②湖沼の水質

この地域には、県内唯一の天然湖沼である油ヶ淵があります。油ヶ淵は、流域での都市化の進展により、流入する汚濁負荷量の約6割を生活排水が占め、全国的に見ても水質汚濁の著しい湖沼となっています。(図2-6)

これまで、県、周辺市により生活排水対策をはじめ様々な対策が講じられてきましたが、近年、水質の改善傾向が見られるものの周辺河川から流入した窒素・りんによる湖内での植物プランクトンの増殖に加え、河川などの自流水が少ないことなどもあり、引き続き水質改善を目指した取組が必要となっています。

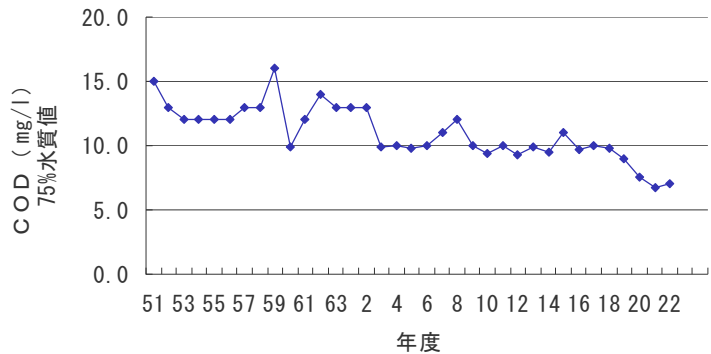


図2-6 油ヶ淵の水質 (COD75%水質値)

③海域の水質

三河湾は、閉鎖性水域となっているため、流入した汚濁物質が蓄積しやすく、湾内での窒素・りん起因する二次汚濁や、水質浄化機能をもつ干潟の減少などが相まって、流入する汚濁負荷量が削減されているにもかかわらず、有機物汚濁の代表的な指標であるCODの年間平均値で見ると、さらに改善が必要となっています。(図2-7、図2-8)

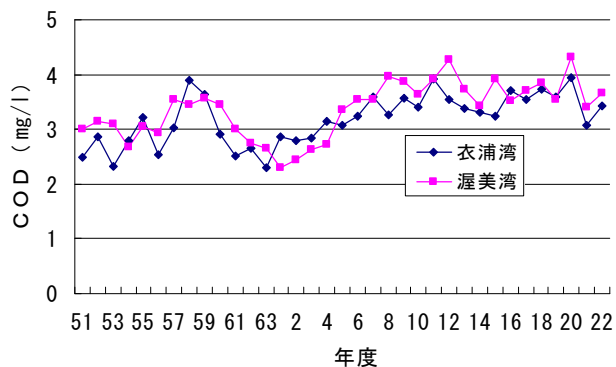


図2-7 三河湾の水質 (COD)

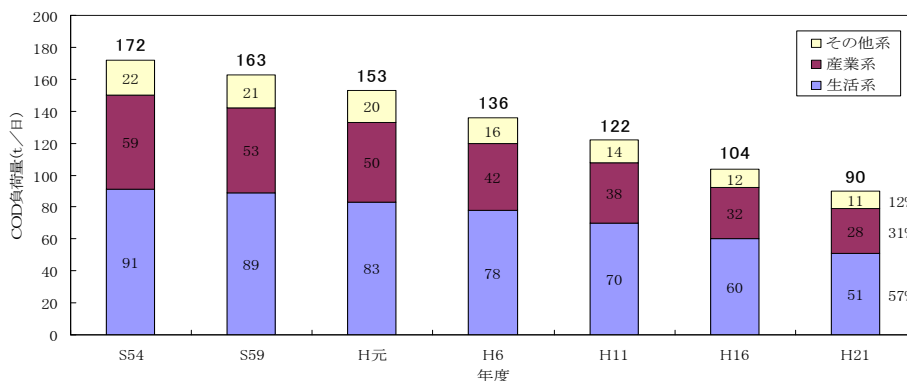


図2-8 伊勢湾 (三河湾を含む) への流入汚濁負荷の推移

④赤潮・苦潮、貧酸素水塊の発生状況

三河湾では、富栄養化によるアオサの大量発生や赤潮や苦潮が継続して発生しています。また、アサリなどの底生生物の生息に大きな影響を与える貧酸素水塊が初夏から秋にかけて広範囲に発生しています。(図2-9、図2-10)

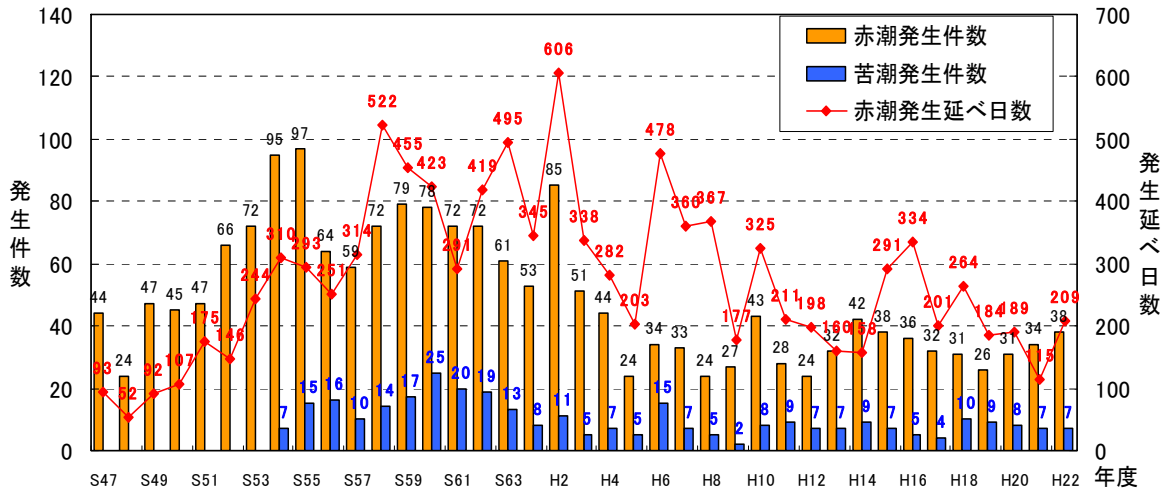
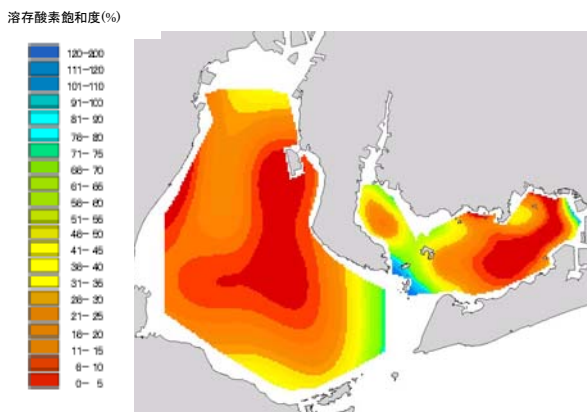


図2-9 伊勢湾(三河湾含む)の赤潮・苦潮発生状況

(赤潮の判定基準や観測方法は平成5年に変更) 出典) 愛知県農林水産部資料



出典) 愛知県水産試験場ホームページ

伊勢湾 H23. 8. 11、三河湾 H23. 8. 10

図2-10 貧酸素水塊の発生状況

(2) 「豊かな水」

①水利用の状況

この地域の主要な河川である矢作川は、農業・工業・水道用水として広く利用されています。

農業用水としては、明治用水、枝下用水、矢作川用水や矢作川総合北部用水、矢作川総合南部用水があり、西三河北部及び南部の水田と畑地へかんがいでいます。

工業用水は、矢作ダムに水源を求め、西三河工業用水道事業として衣浦臨海工業地帯並びにその背後地の工場に工業用水を供給するため、日量 300,000m³ 規模の事業で昭和 45 年度から始まり、その後、豊田市を中心とする西三河北部地域を給水区域に加えています。

矢作川水系の水利用量は、高度成長期には従来の農業用水に加え、工業用水・生活水の需要が著しく増加しました。

その後、経済の安定成長や水利用の合理化の進展に伴い、水需要は概ね横ばいで推移しています。また、利用率をみると矢作川本川では、概ね20%~50%の間で推移しており、水利用が高度な河川となっています。(図2-11)

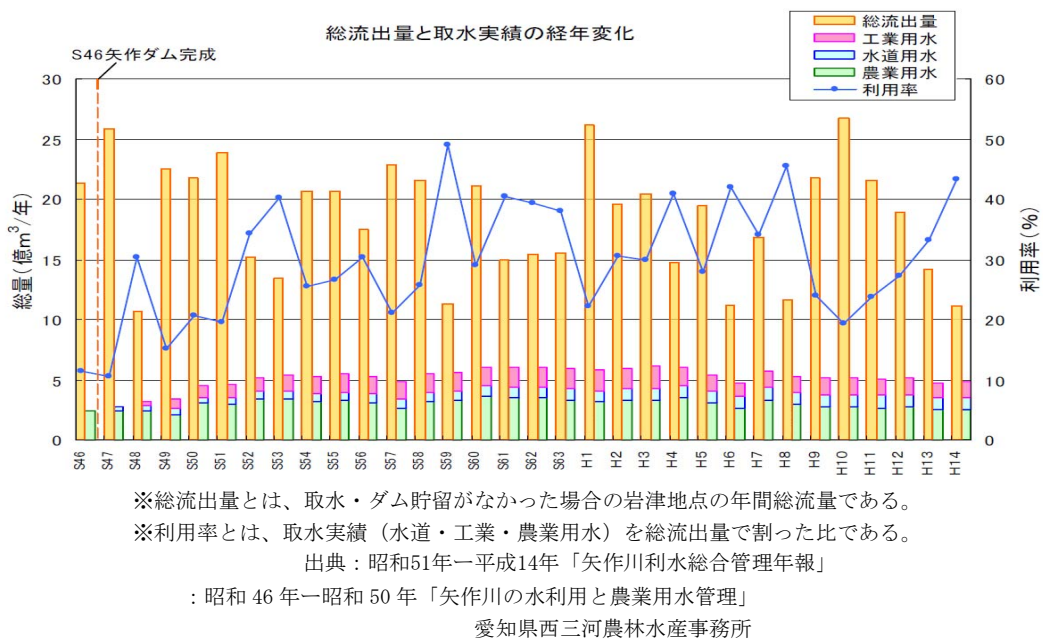


図 2-11 矢作川本川における総流出量と取水実績の経年変化

②森林の状況

森林は水源かん養や水質浄化、保水機能など水循環の多面的な機能を有しています。この地域では、森林面積が約50%を占めており、この内人工林が約2分の1を占めています。（図2-12）

こうした中、木材の価格の低下などにより林業経営環境が悪化し森林の手入れ不足がみられることから、森林の多面的機能を発揮するために、人工林の間伐などの適正管理が必要となっています。

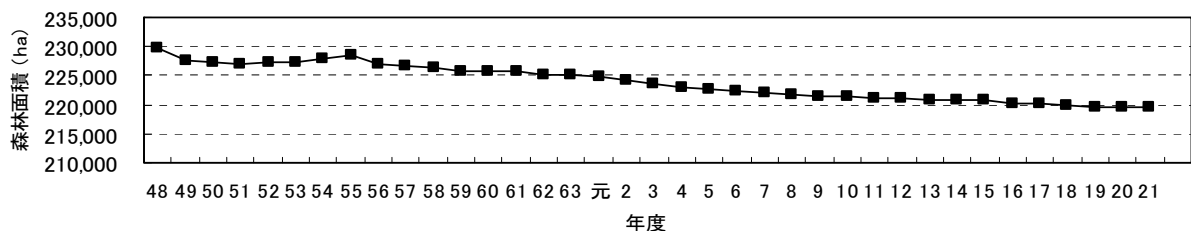


図 2-12 愛知県の森林面積の推移

③都市域の拡大と農地の減少

この地域では、産業の発展や都市域の拡大により住宅地・工業用地・道路などの雨水の不浸透面積が増加し、これに伴い、農地面積が昭和50年に比べ平成21年度には30%ほど減少しています。また、農地のうち特に地下水かん養機能をもつ水田の減少がみられ、雨水の地下浸透機能の低下が懸念されます。（図2-13）

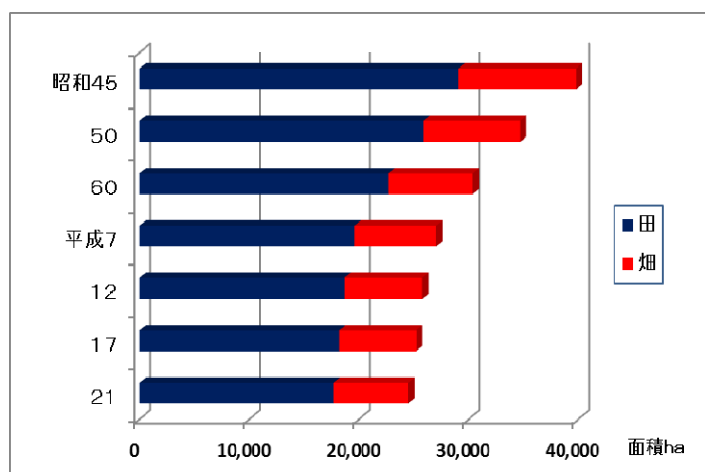


図 2-13 西三河地域の農地面積の推移

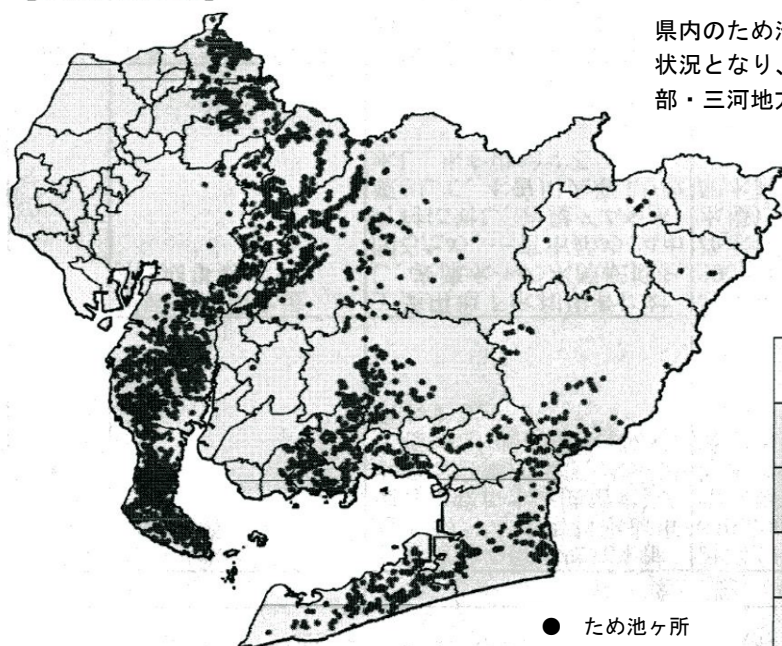
④ため池の状況

ため池は農業用水の供給のほか、自然環境の保全、地域住民の憩いの場、学習の場、洪水の調節、緊急時の水源、歴史文化財などの様々な機能を有していますが、近年では農業受益が無くなったり、都市化の進展等により減少しています。

この地域のため池は境川流域から知多半島の丘陵部に多数分布しています。

知多半島には明治17年の地籍図等によると17,000ヶ所を超えるため池が存在していたことが確認されています。しかし、愛知用水の通水、ほ場整備事業等により規模の小さなものは廃止され、都市化による農地の減少により埋め立てられたところもあり、現在は約1,300ヶ所のため池が分布しています。

【ため池の分布】



県内のため池の分布を見ると左図のような状況となり、知多半島、渥美半島、尾張東部・三河地方の丘陵部に多く分布しています。

		(ヶ所)
地 域	ため池数	
尾 張	1,910	
西 三 河	587	
東 三 河	512	
計	3,009	

平成18年3月現在

⑤地下水・湧水の状況

この地域の地下水揚水量は、昭和50年度に日量455千 m^3 でしたが、平成22年度には210千 m^3 と昭和50年度の46%にまで減少し、過去の矢作古川河口付近で生じた地盤沈下は、現在は沈静化しています。平成21年から平成22年にかけての地下水位の状況を見ると、西三河地域の観測井水位は、14観測井中12井で上昇しています。(表2-1)、(図2-14)

しかし、平成6年の渇水時には、特に尾張地域において地下水位の急激な低下により地盤沈下が進行したことから、引き続き地下水位と地盤沈下の継続的な監視が必要となっています。

表2-1 平成22年地下水位の状況

	井戸数	水位上昇数	無変動	水位下降数	変動量(m)
西三河地域	14(14)	12(10)	0(0)	2(4)	0.22(0.34)

注1. 変動量は、年平均水位の前年比で、単位はmである。

注2. ()内は、平成21年数値である。

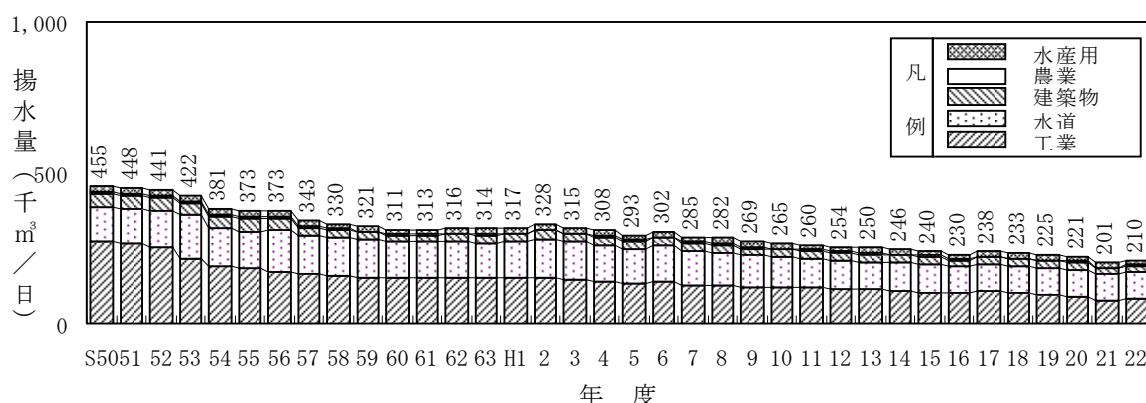


図2-14 平成22年西三河地域地下水揚水量

(3) 「水が育む多様な生態系」

平成23年度河川水辺の国勢調査（国土交通省実施）によると、矢作川では86種類の魚介類が確認されています。しかし、流域の中小河川などでは、水質汚濁やコンクリート護岸などのため、動植物の生息・生育環境の劣化やため池の減少などによる生息・生育環境の消失もみられます。

また、近年ではオオクチバス、ブルーギルなどの外来種による在来の水辺生態系への影響も課題となっています。

海域では、アサリなどの二枚貝をはじめ多くの生き物が生息する干潟が減少し、海の生態系も劣化の傾向にあります。

水生生物を指標とした水質調査結果によると、矢作川では「きれいな水」の割合が高くなっています。（図2-15）

水系名	H16年の調査地点	H17年の調査地点	H18年の調査地点	H19年の調査地点	H20年の調査地点	H21年の調査地点	H22年の調査地点	H23年の調査地点	H16 2004	H17 2005	H18 2006	H19 2007	H20 2008	H21 2009	H22 2010	H23 2011
矢作川	明治頭首工	明治頭首工	明治頭首工	明治頭首工	明治頭首工	明治頭首工	明治頭首工	明治頭首工	■	■	■	■	■	■	■	■
	岩津天神橋	岩津天神橋	岩津天神橋	岩津天神橋	岩津天神橋	岩津天神橋	岩津天神橋	岩津天神橋	■	■	■	■	■	■	■	■
	藤井	藤井	藤井	藤井	藤井	藤井	藤井	藤井	■	■	■	■	■	■	■	■

■ I きれいな水 ■ II 少したない水 ■ III たない水 ■ IV 大変たない水 □ 未調査

出典) 国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所

図2-15 矢作川における水生生物による水質調査結果（H16～H23）

この地域には、県内最大の広さを誇る砂質の干潟で、全国でも数少ない、自然のままの状態の干潟である一色干潟があります。

伊勢湾・三河湾の干潟面積は、図2-16に示すとおり、1945年（昭和20年）頃には約5,600ha存在していたが、1970年頃までの約25年間で急速に減少し、近年では、半分程度にまで減少しています。（図2-16）

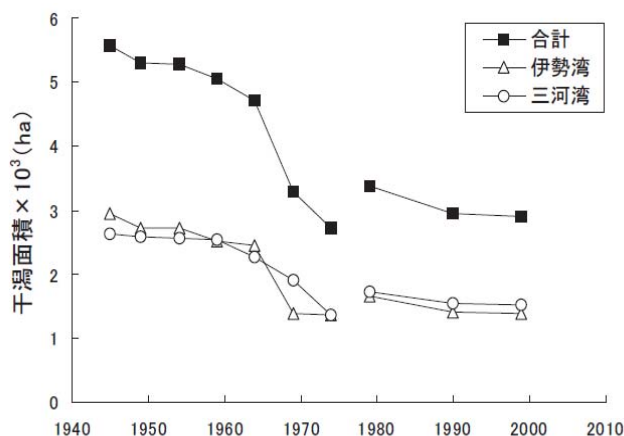


図2-16 伊勢湾・三河湾の干潟面積の推移

出典：武田和也：三河湾の漁場環境の推移—干潟・浅場及び藻場を中心に—

(4) 「ふれあう水辺」

①水辺の利用状況

河川水辺の国勢調査（国土交通省実施）によると、矢作川水系での利用状況は図2-17のとおりです。

区分	項目	年間推計値（千人）			利用状況の割合		
		2003年度	2006年度	2009年度	2003年度	2006年度	2009年度
利用形態別	スポーツ	859	223	574			
	釣り	59	12	12			
	水遊び	226	230	140			
	散策等	1,542	298	509			
	合計	2,686	763	1,235			
利用場所別	水面	101	157	17			
	水際	184	85	135			
	高水敷	2,098	457	983			
	堤防	303	64	100			
	合計	2,686	763	1,235			

※年間推計値の各数値は、年間利用者数総括表より百人の位で四捨五入して計上
イベント参加人数は含まず

図 2-17 矢作川水系における水辺の利用状況

②水文化

西三河地域における水にちなんだ伝統産業や祭り、観光施設は表2-2、2-3、2-4のとおりです。

表 2-2 西三河地域における水にちなんだ伝統産業

場所	項目	名称	概要
豊田市 (旧稲武町)	伝統漁法	築漁	毎年 8～10 月にかけて根羽川(矢作川支流)に築がかけられる。過去には矢作川でも行われていたが、現在は行われていない。
豊田市 (旧小原村)	和紙づくり	小原工芸和紙	昭和 22 年にはじまり、地元研究会が活動を発展させ、現在では地域交流活動に役立っている。昭和 53 年には「和紙のふるさと」和紙工芸館が設立された。

出典) 愛知県環境部「地域環境誌」他

表 2-3 西三河地域における水にちなんだ祭り

市町村名	行事名	内容
岡崎市	菅生まつり	銚船を浮かべた花火まつり
刈谷市	野田雨乞笠おどり	正徳2年(1712)から野田八幡宮で引き継がれてきた、雨乞いの儀式としての踊りまつり。8月のお盆過ぎの日曜日。
豊田市	矢作川筏下り大会	参加者自主制作の筏で5キロを2時間あまりかけて楽しむレース。
豊田市	巴川あゆ祭	アユ釣り大会、天然アユの即売会、鮎のつかみ取など。
豊田市 (旧足助町)	足助夏祭り	花火大会や灯籠(とうろう)流しなどが開催される。足助川の遊歩道に約8,000本の明かりがともされる万灯祭りや、町並みをほのかに照らす「たんころりん」の飾りが見られる。
西尾市	平原の滝開き	厄男たちが水垢離、周辺で飲食の接待。
西尾市	米津の川まつり	読経が流れる中で2,000個余りの万灯を川に流す。3,000発以上の花火あり。
西尾市(旧一色町)	一色の大提灯まつり	一色の大提灯まつりは、全長約6~10mある大提灯が掲げられる。例年、8月26・27日に諏訪神社で行われている。大提灯の始まりは、1564年(永禄7)ごろ、海の平穏と豊漁を願って、魔よけの意味でかがり火をたいたことが起源とされている。
半田市	ちんころ祭	住吉神社の祭礼の舟祭、夕方七時から八時頃にかけて宮池を中心として、花火が上がり、2隻のちんころ舟で幼児による三番叟も奉納される。
南知多町	鯛まつり	鯛のみこしをかついで海を練り歩くまつり。鯛みこしの胴体には三畳ほどの台場が設けられ、太鼓一人、笛四人、はやしかたが乗り込む総重量は1.2トンにもなる。

出典) 愛知県環境部「地域環境誌」他

表 2-4 西三河地域における水にちなんだ観光施設

市町村名	施設名	内容
武豊町	壺町田湿地	知多郡武豊町の北西部に位置し、海拔30~50mのなだらかな丘陵地帯にあり、1984年に県の「天然記念物」の指定を受け、99年には知多半島で初めて「愛知県自然環境保全地域」の指定を受けた全国でも有名な湿地。地元では「壺町田湿地を守る会」や「壺町田湿地の教師ボランティア」といった組織が結成され、保護活動が行われている。
美浜町	南知多ビーチランド	「水族館ゾーン」、「遊園地ゾーン」、「海辺ゾーン」の3つのゾーンに分かれており、家族で楽しめる。園内には芝生広場が多くあり、ゆっくりくつろぐこともできる。

Ⅲ 健全な水循環再生に向けて

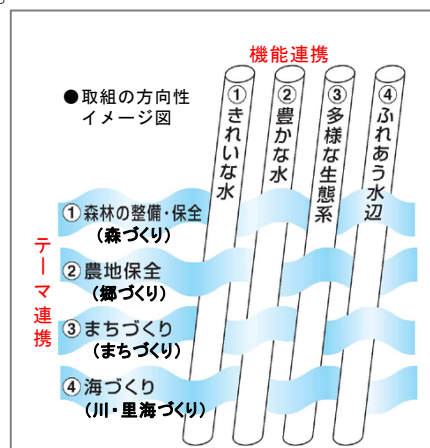
この行動計画では、地域全体に共通する「地域目標」と地域を構成する流域の特性に応じた「流域別目標」を掲げます。

地域目標に対しては、地域共通の取組を水循環再生に向けた4つのめざす姿（「安心して利用できるきれいな水」、「暮らしを支えて流れる豊かな水」、「水が育む多様な生態系」、「人と水とがふれあう水辺」）ごとにアクション・シートとして掲げ、地域特性に応じた取組を行い、地域全体で連携して進めます。

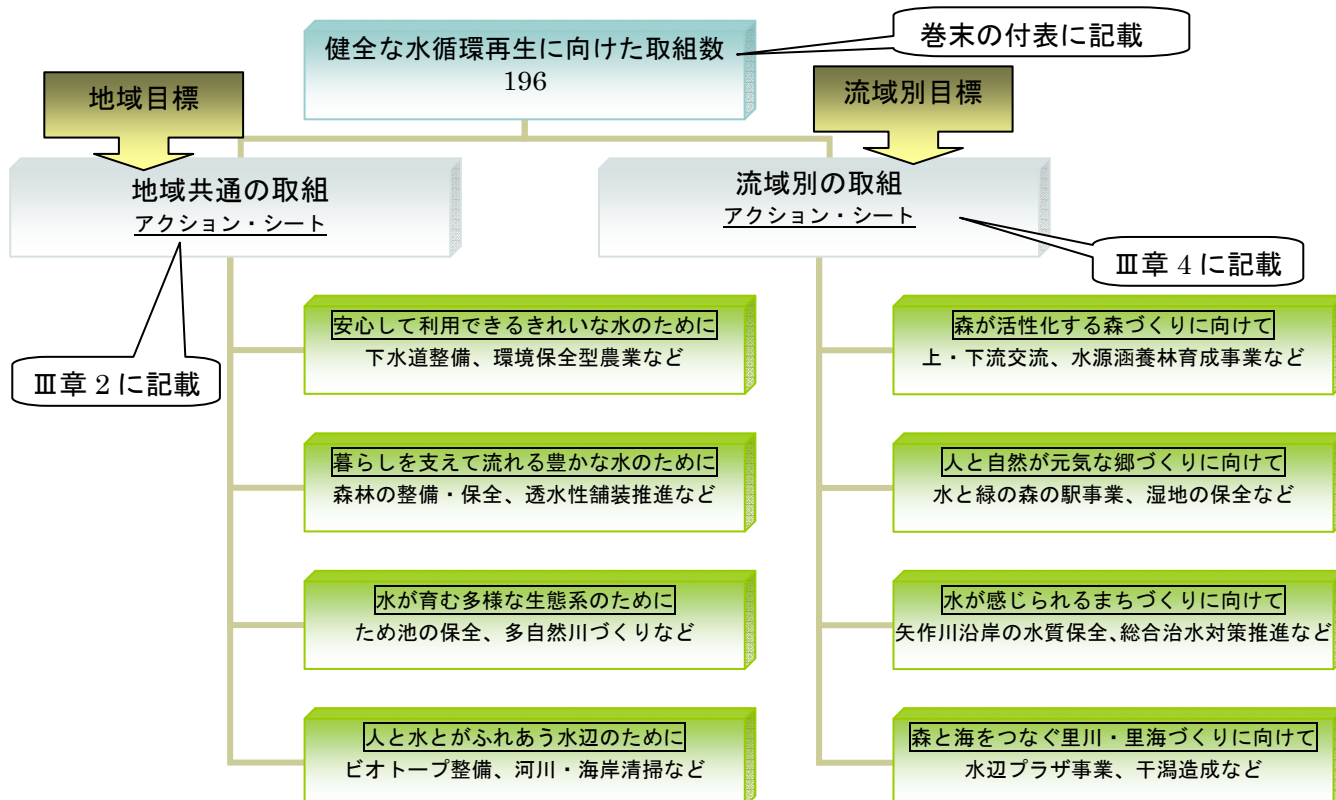
また、流域別目標に対しては、水循環再生に向けた取組テーマ（「森が活性化する森づくり」、「人と自然が元気な郷づくり」、「水が感じられるまちづくり」、「森と海をつなぐ里川づくり・里海づくり」）ごとにアクション・シートとして掲げ、流域特性に応じた地域づくりを進めます。

取組の集約は、西三河地域水循環再生地域協議会構成員等に水循環再生に向けた取組についての聞き取り調査により行い、194の取組が挙げられました。

194の取組は、水循環の持つ4つの機能（「きれいな水」、「豊かな水」、「多様な生態系」、「ふれあう水辺」）に「取組の活性化」を加えた5つの視点から整理し総括表として巻末に示しました。これらの取組は、基本構想の目標と目指す姿を実現するため、「水循環の機能で連携」した取組（「きれいな水」、「豊かな水」、「多様な生態系」、「ふれあう水辺」）を縦糸、「テーマで連携」した取組（「森」、「郷」、「まち」、「川海」）を横糸として、固く織り成すことにより、効率的・効果的で継続的な取組となることから、その関連性が見える形の取組総括表として整理しました。また、環境学習の推進や情報の共有化など取組活性化に関する取組もあわせて整理しました。



行動計画に位置づけた取組の構成



行動計画に位置づけた取組の内訳（取組数）

		機能連携					計
		きれいな水	豊かな水	多様な生態系	ふれあう水辺	取組活性化	
テーマ連携	森づくり	1	13	1	0	3	18
	郷づくり	10	12	10	4	4	40
	まちづくり	5	28	1	0	17	51
	川・里海づくり	43	1	15	18	10	87
計		59	54	27	22	34	196

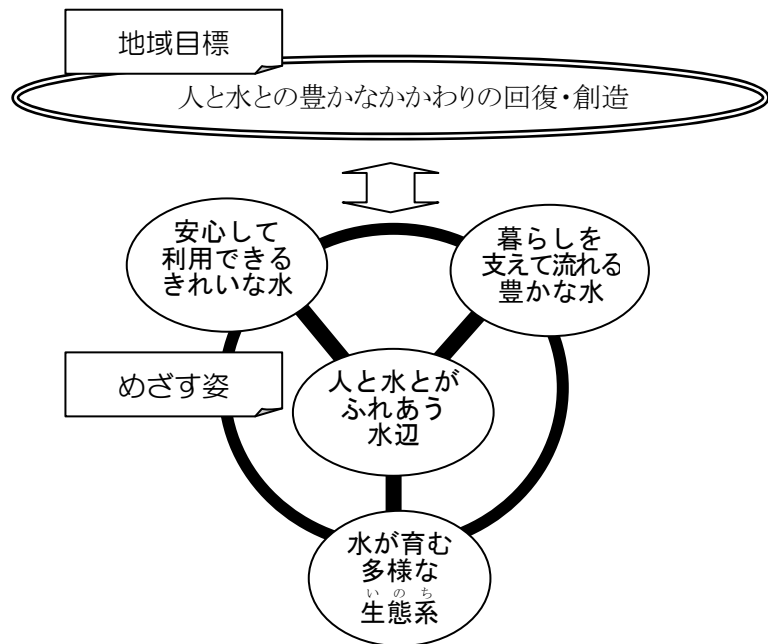
複数の区分に該当する取組は各々計上

1 地域目標

この行動計画は「あいち水循環再生基本構想」に基づき西三河地域において具体的な取組を進めることを目的としています。

このため、西三河地域水循環再生行動計画においても地域の共通目標として基本構想と同様に「人と水との豊かなかかわりの回復・創造」を掲げます。

また、それに向けためざす姿も基本構想に準じ、「安心して利用できるきれいな水」、「暮らしを支えて流れる豊かな水」、「水が育む多様な生態系」、「人と水とがふれあう水辺」とします。



2 地域共通の取組（アクション・シート）

西三河地域水循環再生行動計画は、地域目標に向け上流から下流まで流域の全体で地域協議会の構成員が実施できるところから取組を進めます。

主な取組を、地域共通のめざす姿である、「安心して利用できるきれいな水」、「暮らしを支えて流れる豊かな水」、「水が育む多様な生態系」、「人と水とがふれあう水辺」により整理しました。

なお、ここで示す主な取組は行動計画（第2次）策定時のものであり、今後必要に応じ追加・見直しをしていきます。

(1) 「安心して利用できるきれいな水」のために

川や池・海などの水質は、家庭や工場からの排水だけではなく、降雨等に伴う農地や市街地等からの流出水の影響も受けます。

水質浄化で連携し、流域の特性を考慮した汚濁負荷の削減対策などに取り組みます。

特に、県内唯一の天然湖沼である油ヶ淵の水質浄化については、県と油ヶ淵周辺4市（碧南市、安城市、西尾市及び高浜市）で構成する油ヶ淵水質浄化促進協議会において、平成5年より水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンス 21・II）を策定し、現在は平成32年度を目標とした事業計画の見直しを行い、引き続き水環境改善事業を実施するほか、水環境モニタリングの実施等、行政機関だけではなく、地域住民、NPO等と幅広く協働し、水環境の改善に向けた目標の達成を目指します。

また、三河湾の浄化を推進するため、県や沿岸・流域市町村とが一体となって三河湾浄化推進協議会を組織しており、美しく恵み多き三河湾を創造するための諸施策を連携して推進していきます。

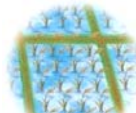
さらに、平成19年10月には国土交通省中部地方整備局が三河湾に注ぐ河川等流域内の国、県、市町村、事業者、民間団体、学識者から成る三河湾流域圏会議を設立し、美しく恵み多き三河湾を創造するための諸施策を連携して推進していきます。

<取組事例>



森づくり

- 森林の整備・保全
- 県産木材利用促進 など



郷づくり

- 農業集落排水事業
- 環境保全型農業の推進
- 畜産排水対策の推進
- エコファーマーの認定推進 など



まちづくり

- 下水道の高度処理導入
- 合流式下水道対策
- 総量規制など産業排水対策 など



里川・里海づくり

- 河川での直接浄化
- 干潟・浅場の造成
- 底質改善対策
- 河川・海岸の清掃 など



【アクション・シート（地域共通の取組）】

機能区分：**きれいな水** [豊かな水] [多様な生態系] [ふれあう水辺]

取組	下水道の整備	総括表番号 1-12	登録年度 平成 23 年度
テーマ区分	森づくり 郷づくり まちづくり	川・里海づくり	
実施主体	愛知県、市町		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 生活環境の改善、公共用水域の水質保全のため下水道整備を推進する。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など ・ 実施内容 下水道未普及解消のための整備を実施する。</p> <p>3 取組の連携・協働 流域下水道、集落排水、浄化槽等の污水处理施設。流域下水道においては、県と関係市町が連携した整備を行う。</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 下水道法、都市計画法、全県域污水適正処理構想</p>			
取組	農業集落排水施設の整備	総括表番号 1-2	登録年度 平成 23 年度
テーマ区分	森づくり 郷づくり まちづくり	川・里海づくり	
実施主体	市町村		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理する施設を整備し、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持、及び農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全を図る。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など ・ 実施内容 污水处理施設及び管路施設の整備を実施する。</p> <p>3 取組の連携・協働 流域下水道、集落排水、浄化槽等の污水处理施設。農業集落排水施設の維持管理は市町村が実施している。</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 全県域污水適正処理構想</p>			
取組	合併処理浄化槽の設置	総括表番号 1-18	登録年度 平成 23 年度
テーマ区分	森づくり 郷づくり まちづくり	川・里海づくり	
実施主体	愛知県、市町村		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 既設の単独処理浄化槽について、地域の実情に応じ、合併処理浄化槽への転換の促進を図る。併せて窒素・リンが削減できる高度処理型の浄化槽の普及を推進する。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など ・ 実施内容 既設の単独処理浄化槽について、地域の実情に応じ、合併処理浄化槽への転換の促進を図る。 併せて窒素・リンが削減できる高度処理型の浄化槽の普及を推進する。</p> <p>3 取組の連携・協働 流域下水道、集落排水、浄化槽等の污水处理施設。</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 浄化槽法、全県域污水適正処理構想</p>			



取組	コミュニティプラントの整備	総括表番号 1-19	登録年度 平成 23 年度
テーマ区分	森づくり 郷づくり まちづくり 川・里海づくり		
実施主体	愛知県		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 コミュニティプラントの整備及び適正な維持管理を推進する。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など ・ 実施内容 コミュニティプラントの整備及び適正な維持管理を推進する。</p> <p>3 取組の連携・協働 流域下水道、集落排水、浄化槽等の污水处理施設。</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 全県域污水適正処理構想</p>			
取組	污水处理全体	総括表番号 1-2, 1-12, 1-18, 1-19	登録年度 平成 23 年度
テーマ区分	森づくり 郷づくり まちづくり 川・里海づくり		
実施主体	愛知県・市町村		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 下水道、集落排水、合併処理浄化槽など地域の实情に応じた污水处理施設の整備により、生活環境の改善、公共用水域の水質保全を図る。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など ・ 実施内容 地域の实情に応じた污水处理施設の整備により、生活排水対策を行う。</p> <p>3 取組の連携・協働 流域下水道、集落排水、浄化槽等の污水处理施設。</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 全県域污水適正処理構想</p>			
取組	高度処理施設の導入	総括表番号 1-17	登録年度 平成 23 年度
テーマ区分	森づくり 郷づくり まちづくり 川・里海づくり		
実施主体	愛知県、市町		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 伊勢湾と三河湾の富栄養化を防止するため、下水道施設の高度処理化を行う。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など ・ 実施内容 下水道処理場施設について、窒素、りん対応の高度処理施設へ整備を実施する。</p> <p>3 取組の連携・協働 —</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 水質汚濁防止法、水質総量削減計画、伊勢湾流域別下水道整備総合計画</p>			
取組	干潟・浅場の保全・再生	総括表番号 1-29	登録年度 平成 23 年度
テーマ区分	森づくり 郷づくり まちづくり 川・里海づくり		
実施主体	国、愛知県、市町村		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 水質・底質の悪化により低下した漁場生産力の回復や水質浄化機能の向上を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など ・ 実施内容 干潟・浅場の造成 ・ 実施場所 三河湾内</p> <p>3 取組の連携・協働 他機関などから浚渫土砂の供給を受け連携して工事を実施</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 食と緑の基本計画 2015、漁港・漁場整備法</p>			

取組	河川等公共用水域水質監視	総括表番号 1-40	登録年度 平成 23 年度
テーマ区分	森づくり 郷づくり まちづくり	川・里海づくり	
実施主体	国、愛知県、市町村		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 公共用水域及び地下水の水質常時監視を実施する。 ため池等の水質調査を実施する。また、河川の流量調査を実施する。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など ・ 実施内容 公共用水域及び地下水の水質常時監視を実施する。</p> <p>3 取組の連携・協働 河川及び海域の管理者などと連携しながら水質調査を実施している。</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 水質汚濁防止法</p>			
			
取組	水生生物調査	総括表番号 1-46	登録年度 平成 23 年度
テーマ区分	森づくり 郷づくり まちづくり	川・里海づくり	
実施主体	国		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 身近な自然とふれあうことで、環境問題への関心を高めるとともに広く水環境保全の復旧啓発を図ることを目的に、昭和 59 年度から県内各地で水生生物調査を実施している。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など ・ 実施内容 水生生物調査 ・ 実施場所 全県下の河川</p> <p>3 取組の連携・協働 小中学生、地元住民グループ、市町村、国、愛知県</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 —</p>			
			
取組	河川・海岸の清掃 (清掃活動等)	総括表番号 1-48	登録年度 平成 23 年度
テーマ区分	森づくり 郷づくり まちづくり	川・里海づくり	
実施主体	各構成員		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 きれいな川と海を次世代へ残すために地域住民・自治体・国が一体となって清掃活動を行う。また、河川、水路及びため池の環境を守り向上させるために、啓発活動と美化活動を行うことを目的とする。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など ・ 実施内容 清掃活動に要する資材の支給や廃棄物等の除去・回収・処理などの清掃活動を実施</p> <p>3 取組の連携・協働 地域住民等と連携。</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 —</p>			
			

(2) 「暮らしを支えて流れる豊かな水」のために

水の確保につながる水源かん養機能や保水機能を確保することにより、川の流れが平準化され、渇水の緩和や一時的な大雨による水害の防止につながります。

一方、流れの少ない都市域の中小河川における水量の低下は、水質の汚濁をもたらします。

森林や農地の整備・保全を進めるとともに、都市域の拡大に伴い、雨水の不浸透域が拡大し、地下水かん養機能が弱まってきていることから、下水道整備により不要になった浄化槽を雨水貯留用に利用することや雨水浸透マスの設置などの雨水貯留・浸透を進めます。また同様に、境川・猿渡川流域においては、総合治水対策を実施します。

さらに、水資源の効率的利用や節水に努めるとともに、きれいになった下水処理水は、貴重な水資源としてトイレなどの中水道や公園等の散水、せせらぎ用水などに利用することが可能ですので、再利用を図ります。

<取組事例>



森づくり

- 森林の整備・保全
- 県産木材利用促進 など



郷づくり

- 農地の保全・整備
- ため池・水路の多機能化推進 など



まちづくり

- 雨水の貯留・浸透施設の整備
- 透水性舗装の推進
- 水資源の効率的利用・節水
- 下水処理水の再利用 など

浄化槽転用等*に関する補助制度のある市町村(H24.2 現在)

岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、大府市、知立市、高浜市、東郷町、東浦町、幸田町

*下水道の整備により不要になった浄化槽を雨水貯留用に改造したり、新たに雨水貯留槽を設置して浸水対策のみでなく水の有効利用を図る。



【アクション・シート（地域共通の取組）】

機能区分：[きれいな水] **[豊かな水]** [多様な生態系] [ふれあう水辺]

取組	森林の整備	総括表番号 2-1	登録年度 平成 23 年度
テーマ区分	森づくり 郷づくり まちづくり 川・里海づくり		
実施主体	各構成員		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 森林が有する水源の涵養などの多面的機能を十分に発揮させるため、森林の適正な保全に計画的に取り組む必要がある。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施内容 森林において間伐を実施する。 実施時期 通年 <p>3 取組の連携・協働 食と緑の基本計画推進会議等</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 食と緑の基本計画 2015</p>			
			
		手入れ不足の森林	整備された森林
取組	雨水貯留・浸透施設の設置 (浄化槽の転用を含む)	総括表番号 2-31、2-32 等	登録年度 平成 23 年度
テーマ区分	森づくり 郷づくり まちづくり 川・里海づくり		
実施主体	市町		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 総合的な治水対策の一つとして、雨水の流出抑制及び雨水の地下浸透を推進し、並びに雨水の有効利用及び良好な水循環を図り、もって環境の保全に資することを目的とする。また、雨水流出の抑制を図ることにより、浸水被害を軽減するため、雨水貯留浸透施設を設置するものに対して、補助金の交付を行っている。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施内容 雨水貯留浸透施設設置補助事業、雨水貯留施設・雨水浸透樹、雨水浸透管・雨水浸透U型側溝・透水性舗装の設置に関する補助等 実施場所 特定都市河川浸水被害対策法→境川、猿渡川流域各市町 <p>3 取組の連携・協働 河川管理者及び市町村と連携し、雨水流出抑制対策を実施している。</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 特定都市河川浸水被害対策法</p>			
			
		雨水貯留浸透施設	
取組	ため池の保全	総括表番号 2-23	登録年度 平成 23 年度
テーマ区分	森づくり 郷づくり まちづくり 川・里海づくり		
実施主体	愛知県		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 近年の都市化の進展などによりため池を取り巻く環境の悪化や、ため池の減少など様々な課題に対応するため、愛知県が策定した「愛知県ため池保全構想(H19.3)」に基づき、ため池が持つ多面的機能を維持・増進し、ため池を保全する。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など ため池を持つ市町村が関係行政機関・ため池管理者・地域住民などと連携して「ため池保全計画」を策定。</p> <p>3 取組の連携・協働 市町村、ため池管理者、地域住民など</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 土地改良法、愛知県ため池保全構想</p>			
			

(3) 「水が育む多様な生態系」のために

河川や水路、ため池などの水辺には、多様な野生動植物が生息・生育しており、その地域に特有の多様な生態系を形づくっています。


こうした水が育む豊かな生態系を保全するには、生物の生息・生育空間のつながりを確保する生態系ネットワーク（エコロジカルネットワーク）の観点から、これらの水辺そのものや、流域の樹林や農地などを整備していくことが必要です。

干潟・浅場は、アサリなど多様な生物の生息・生育の場となっていますが、三河湾では沿岸部の開発により干潟・浅場が減少してきました。

このような海域環境を改善するため、国と愛知県が連携し、平成11年度から16年度に中山水道の浚渫砂を利用して620haに及ぶ干潟・浅場の再生や覆砂事業が実施されました。引き続き海域環境の改善が必要ですので、「海域環境創造事業」（シーブルー事業）等により、良好な海域環境の形成に努めます。

また、河川では、魚類を始めとする多種多様な生物の生育・生息環境等に繋がる「多自然川づくり」に取り組みます。

山間部の溪流においては、景観、生態系等の自然環境のすぐれている地域が多く、これらの自然環境は人々の憩いの空間となっています。砂防事業においても、景観・生態系といった自然環境との調和が求められるようになりました。そこで個々の溪流の自然的、社会的条件を勘察した「水と緑の豊かな溪流砂防事業」を実施して自然環境や生態系の保全に配慮していきます。




郷づくり

<取組事例>

○農村環境整備
○ため池の保全 など

○ビオトープ整備 など


○多自然川づくり
○干潟・浅場の造成
○港湾環境整備事業
○エコトーン（水域と陸域の推移帯）の整備 など



まちづくり

里川・里海づくり

三河湾におけるシーブルー事業




中部地方整備局資料

【アクション・シート（地域共通の取組）】

機能区分：[きれいな水] [豊かな水] **[多様な生態系]** [ふれあう水辺]

取組	多自然川づくり	総括表番号	3-13、3-20	登録年度	平成 23 年度
テーマ区分	森づくり 郷づくり まちづくり	川・里海づくり			
実施主体	市町、愛知県、国				
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 河川全体の営みを視野に入れ地域の歴史文化との調和に配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など ・ 実施内容 河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するよう河川改修を実施する。</p> <p>3 取組の連携・協働 —</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 河川法、河川整備計画</p>					
					

取組	干潟・浅場の保全・再生	総括表番号	3-16	登録年度	平成 23 年度
テーマ区分	森づくり 郷づくり まちづくり	川・里海づくり			
実施主体	国、愛知県、市町村				
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 水質・底質の悪化により低下した漁場生産力の回復や水質浄化機能の向上を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など ・ 実施内容 干潟・浅場の造成 ・ 実施場所 三河湾内</p> <p>3 取組の連携・協働 他機関などから浚渫土砂の供給を受け連携して工事を実施</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 食と緑の基本計画 2015、漁港・漁場整備法</p>					

取組	ため池の保全	総括表番号	3-6、3-7、3-9	登録年度	平成 23 年度
テーマ区分	森づくり 郷づくり まちづくり	川・里海づくり			
実施主体	愛知県				
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 近年の都市化の進展などによりため池を取り巻く環境の悪化や、ため池の減少など様々な課題に対応するため、愛知県が策定した「愛知県ため池保全構想(H19.3)」に基づき、ため池が持つ多面的機能を維持・増進し、ため池を保全する。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など ため池を持つ市町村が関係行政機関・ため池管理者・地域住民などと連携して「ため池保全計画」を策定。</p> <p>3 取組の連携・協働 市町村、ため池管理者、地域住民など</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 土地改良法、愛知県ため池保全構想</p>					
					

取組	河川・海岸の清掃 (清掃活動等)	総括表番号 3-21	登録年度 平成 23 年度
テーマ区分	森づくり 郷づくり まちづくり	川・里海づくり	
実施主体	各構成員		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 きれいな川と海を次世代へ残すために地域住民・自治体・国が一体となって清掃活動を行う。また、河川、水路及びため池の環境を守り向上させるために、啓発活動と美化活動を行うことを目的とする。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など ・ 実施内容 清掃活動に要する資材の支給や廃棄物等の除去・回収・処理などの清掃活動を実施</p> <p>3 取組の連携・協働 地域住民等と連携。</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 —</p>			
			
取組	水生生物調査	総括表番号 3-23	登録年度 平成 23 年度
テーマ区分	森づくり 郷づくり まちづくり	川・里海づくり	
実施主体	国		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 身近な自然とふれあうことで、環境問題への関心を高めるとともに広く水環境保全の復旧啓発を図ることを目的に、昭和 59 年度から県内各地で水生生物調査を実施している。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など ・ 実施内容 水生生物調査 ・ 実施場所 全県下の河川</p> <p>3 取組の連携・協働 小中学生、地元住民グループ、市町村、国、愛知県</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 —</p>			
			

(4) 「人と水とがふれあう水辺」のために

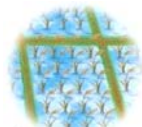
水のある風景や親水性のある水辺などは、人々にやすらぎや潤いを与え、豊かで快適な暮らしの創出につながります。

川辺では、川に親しみを感じるような、新たなふれあいの場の創出や、地域の文化や歴史を踏まえた生きた川づくりとして、それぞれの河川の持つ特徴を踏まえた親水整備を関係機関と連携して行っていきます。

海辺は、美しい砂浜や荒々しい岩礁などの独特の自然景観を有し、我が国の文化、歴史、風土を形成してきました。このため、「海岸環境整備事業」、「港湾環境整備事業」、「漁港環境整備事業」などにより、人々が親しみやすい快適な水辺空間を形成します。

また、農業水利施設等は、農村地域の景観の形成、親水機能の発揮、生活用水の提供、水質の浄化等の多面的な機能をもっています。このため、農村地域に広範に存在する水路、ダム、ため池等の農業用施設の保全・管理と一体的に、施設の有する水辺空間等を活用し、豊かで潤いのある快適な生活環境を創造することを目的として、「水環境整備事業」等を実施してまいります。

<取組事例>



郷づくり

- 農業水利施設の整備
- 農村環境整備
- ため池の保全 など



まちづくり

- ビオトープ整備 など



里川・里海づくり

- 水辺の交流拠点づくり
- 干潟・浅場の造成
- 河川・海岸の清掃 など

【アクション・シート（地域共通の取組）】

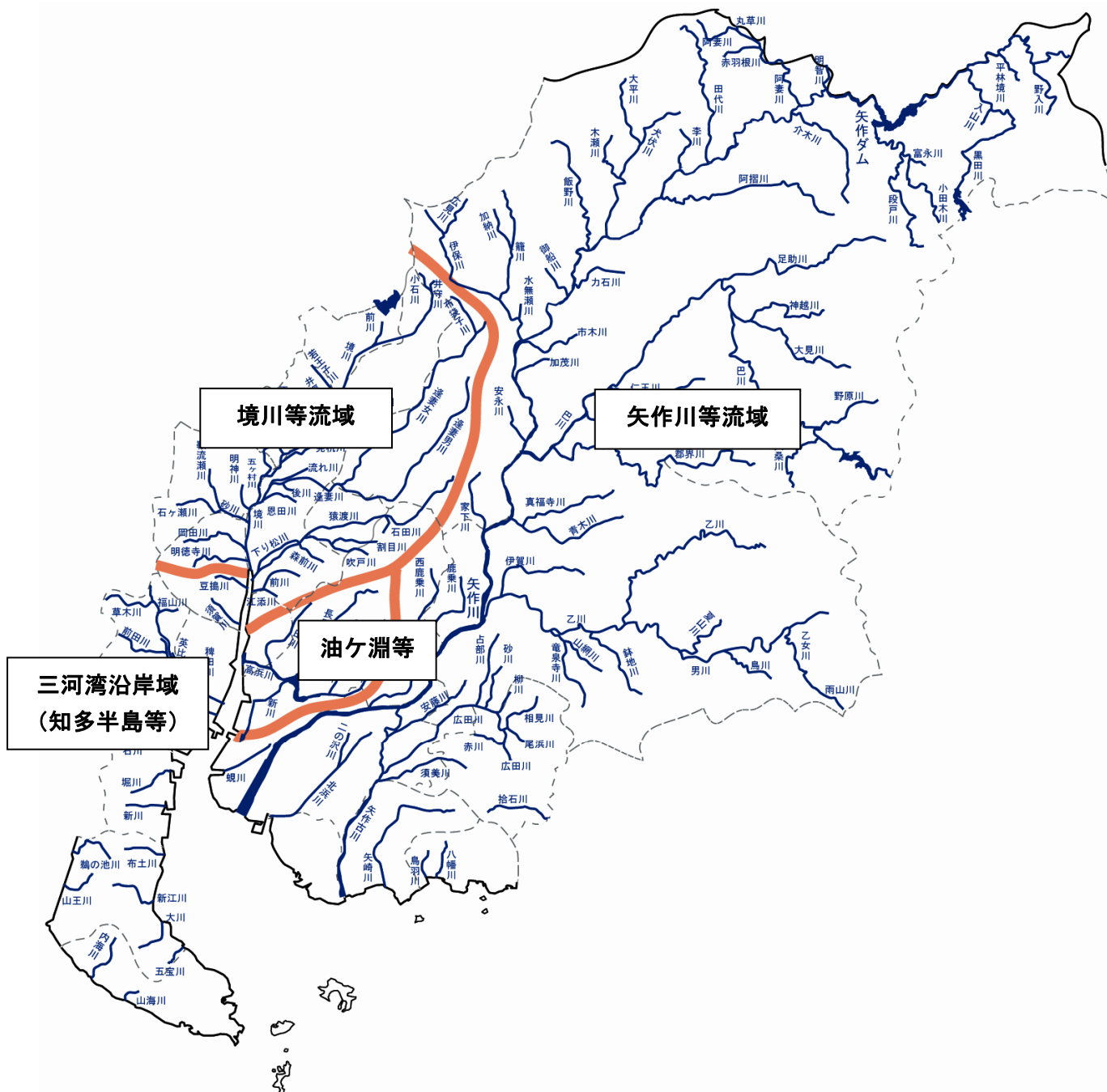
機能区分：[きれいな水] [豊かな水] [多様な生態系] **[ふれあう水辺]**

取組	多自然川づくり	総括表番号 4-16	登録年度 平成 23 年度
テーマ区分	森づくり 郷づくり まちづくり	川・里海づくり	
実施主体	市町、愛知県、国		
1 取組の目的、背景及び必要性	河川全体の営みを視野に入れ地域の歴史文化との調和に配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する。		
2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など	<ul style="list-style-type: none"> 実施内容 河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するよう河川改修を実施する。 		
3 取組の連携・協働	—		
4 関連する計画及び根拠となる法律	河川法、河川整備計画		
			
	生き物の棲みにくい単調な川		生き物の棲みやすい川づくり
取組	河川・海岸の清掃 (清掃活動等)	総括表番号 4-19	登録年度 平成 23 年度
テーマ区分	森づくり 郷づくり まちづくり	川・里海づくり	
実施主体	各構成員		
1 取組の目的、背景及び必要性	きれいな川と海を次世代へ残すために地域住民・自治体・国が一体となって清掃活動を行う。また、河川、水路及びため池の環境を守り向上させるために、啓発活動と美化活動を行うことを目的とする。		
2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など	<ul style="list-style-type: none"> 実施内容 清掃活動に要する資材の支給や廃棄物等の除去・回収・処理などの清掃活動を実施 		
3 取組の連携・協働	地域住民等と連携。		
4 関連する計画及び根拠となる法律	—		
			

3 流域別目標

西三河地域を、環境基準の類型指定がなされている河川を中心に、河川流域のまとまりを考慮して「矢作川等流域」、「境川等流域」、「油ヶ淵等」、「三河湾沿岸域（知多半島等）」の4流域に分け、それぞれの流域の特徴、課題を整理して、流域の望ましい（そうあってほしい）姿のイメージを流域別目標とします。

さらに、流域別目標に向けての具体的姿を「水質」や「水辺・水際の様子」などで示します。



4 流域別の取組（アクション・シート）

西三河地域の流域別目標に対しては、水循環再生に向けた取組テーマ（「森を活性化させる森づくり」、「人と自然が元気な郷づくり」、「水が感じられるまちづくり」、「森と海をつなぐ里川づくり・里海づくり」）別にアクション・シートを掲げ、流域特性に応じた地域づくりを進めます。

各流域の情報は、下記及び西三河地域水循環再生地域協議会構成員から提供された資料、意見により記述しました。

- 1 流域の概要(水源、河川延長、流域面積)
 - ・ 矢作川中流圏域河川整備計画
 - ・ 乙川圏域河川整備計画
 - ・ 境川圏域河川整備計画流域委員会資料
 - ・ 矢崎川水系河川整備計画 等

- 2 BOD、COD年間平均値
 - ・ 平成 22 年度公共用水域及び地下水の水質調査結果(愛知県環境部)
 - ・ 平成 22 年版 半田市の環境

- 3 流域情報、生物の生息情報、地域の施設・団体等、流域での取組、特徴と課題、流域別目標 など
 - ・ 河川整備計画、河川整備計画流域委員会資料、
 - ・ 国土交通省豊橋河川事務所、愛知県、岡崎市始め西三河地域水循環再生地域協議会構成員のホームページ
 - ・ 西三河地域水循環再生地域協議会構成員市町村発行の環境白書 等

【矢作川等流域】

流域の概要

矢作川

水源（起点）長野県下伊那郡大川入山
 河川延長（長野・岐阜含む）118 km
 流域面積（長野・岐阜含む）1,830 km²

矢作古川

河川延長 14.3km
 流域面積 104km²

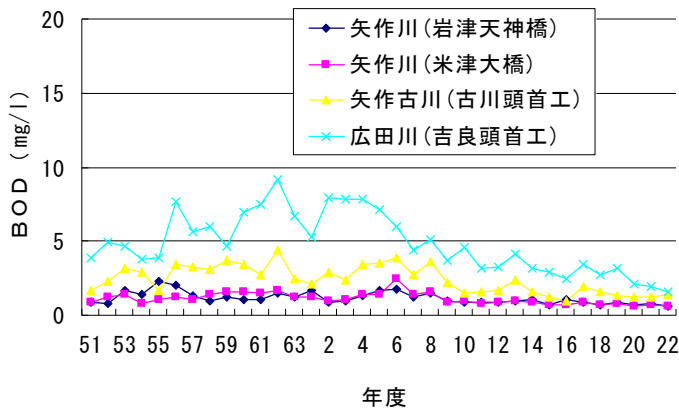
矢崎川

水源（起点）西尾市吉良町宮迫
 河川延長 8.1km
 流域面積 20km²

水質環境基準

水域	類型	pH	BOD	SS	DO
矢作川上流(1) 矢作ダムより上流	AA	6.5 — 8.5	1mg/1 以下	25mg/1 以下	7.5mg/1 以上
矢作川上流 明治用水頭首工まで	A	6.5 — 8.5	2mg/1 以下	25mg/1 以下	7.5mg/1 以上
矢作川下流 明治用水頭首工より下流	B	6.5 — 8.5	3mg/1 以下	25mg/1 以下	5mg/1 以上
矢作古川	C	6.5 — 8.5	5mg/1 以下	50mg/1 以下	5mg/1 以上

BOD 年間平均値の推移



矢作川中流（豊田市）



流域情報

- 矢作川は長野県南部にその源を発し、愛知県の中流部を南西に流れ三河湾に注ぐ。
- 源流から矢作ダムまでは自然豊かな渓流域、矢作ダム付近から明治用水頭首工付近までは連続する瀬・淵とダムの湛水域が交互に形成され、明治用水頭首工付近から下流は砂礫河原が広がっている。
- 多くの観光・レクリエーションの場があり、紅葉の名所として知られる豊田市足助町の香嵐渓には、年間約 150 万人の観光客が訪れている。
- 昭和 38 年の羽布ダムの建設によってできた、県内最大のかんがい用人工湖である三河湖にも、四季折々の美しい景色を求めて多くの人々が足を運んでいる。
- 矢作古川流域は農地が多く農業生産が盛んで、沿岸域は県内第一の広大な一色干潟が広がっている。
- 内水面でのうなぎの養殖、一色干潟でののりの養殖など、漁業が盛んである。
- 矢作古川下流域では、過去に地盤沈下が起きている。

矢崎川中流（西尾市）



生物の生息状況等

- 植物：(上流)ブナ林、(中流)ムクノキ、エノキ、ツルヨシ、(下流)カワラナデシコ、ヨシ、ススキ、ヤマトミクリ など
- 鳥類：(上流)クマタカ、カワガラス、(下流)コアジサシ、コチドリ(汽水域)ミサゴ、ユリカモメ、イカルチドリ など
- 魚類：(上流)アマゴ、(中流)アユ、カワヨシノボリ、(下流)シマドジョウ、カマツカ、ギンブナ、モツゴ、メダカ(支川)ネコギギ、(汽水域)カワアナゴ など
- 貝類：(干潟)アサリ、ウミニナ など

【矢作川等流域】

地域の施設・団体等

「矢作川研究所」 平成6年設立

豊田市と矢作川漁業協同組合、枝下用土地改良区（現在は合併により豊田土地改良区）の民間2団体とが協力して、豊田市矢作川研究所を設立。現在は豊田市営となり、矢作川の豊かできれいな水の回復、また、人々の生活にうるおいとゆとりを与える川づくりをめざして、調査・研究活動をしている。

流域での取組

農業・漁業団体、水道事業者、市町村を構成員とした「矢作川沿岸水質保全対策協議会（昭和44年設立）」は、民間主導型の流域管理による「矢作川方式」により、造成工事などで竹そたなどの自然素材を用いた沈砂池を設置し濁水防止などの水質保全活動を展開している。

県と岡崎市、豊田市等の矢作川流域に関係する20市町村を構成員とした「財団法人矢作川水源基金（昭和53年設立）」は、水源涵養を目的とした水源林対策事業や、上下流の交流を促進する水源体験事業等を実施している。

豊田市は森林の水源涵養機能向上などを目的とし、平成12年1月に「豊田市水道水源保全基金」を設立し人工林の間伐等の施策を展開している。

西三河漁協の婦人部が中心となり、矢作川上流の住民を干潟や海に招くなど、流域の上・下流の連携を図る取組が行われている。

干潟の大切さを啓発するため、県民を対象とした干潟の観察会を実施するなど、干潟のもつ水質浄化機能の学習会が開かれている。

特徴と課題

- 矢作川水系として「流域は一つ、運命共同体」の基本理念に基づき、農業用水、水道用水及び工業用水の各利水者が上中下流一体となり水利用がなされている。
- 森林経営の不振に伴う間伐等の維持管理不足は、山地崩壊、流木発生の原因のひとつと考えられる。
- 人工林が森林面積の約2分の1を占める中で、人工林の手入れ不足が森林のもつ多面的機能にも影響を与えている。
- 発電等のダムや堰などが多く設置され、連続性の分断や流況の変化による生物の生息環境に変化をもたらしている。
- 沿岸域には、水質浄化機能をもつ広大な一色干潟が広がり、三河湾の浄化のため、将来にわたって保全が必要である。

流域別目標

- ☆上下流連携した森林整備、瀬や淵など自然環境の保全による流域一帯の川づくり
- ☆山から海までをつなぐ鳥、カエル、チョウ、トンボなど、いろいろな種類の生物の移動ルートの確保
- ☆総合学習の場として利用できる干潟など親水空間の保全

<上流>

- 水に入って泳ぎたいくなる良好な溪流・水辺環境

<中流>

- 水に入って遊びたいくなる良好な水辺環境

<下流>

- 濁りや色が気にならない
- 水辺に近づける場所がたくさんある

<干潟>

- アサリやウミニナなど生物が豊かな干潟

【アクション・シート（流域別の取組：矢作川等流域）】

テーマ区分：**森づくり** [郷づくり] [まちづくり] [川・里海づくり]

取組	水源地域の森林整備	総括表番号 2-6	登録年度 平成 19 年度
機能区分	きれいな水 豊かな水 多様な生態系 ふれあう水辺	取組活性化	
実施主体	流域市町、愛知県		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性</p> <p>矢作川水系における洪水や水不足に対し、行政が行っている諸制度を補完し充実することを目的に、矢作川上流域の森林保全や洪水調節、水源開発に伴う影響緩和措置を、上下流域が一体となって協力して進めていく。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施内容 水源林地域の市町村に対し、森林整備に要する費用を助成する水源林対策事業を、県及び流域市町の負担金を財源の一部として実施。この他、水源地体験事業、地域交流事業等を実施。 <p>3 取組の連携・協働</p> <ul style="list-style-type: none"> 愛知県内の矢作川流域市町村との地域交流事業の実施 岡崎市と豊田市での水源地体験事業の連携実施 <p>4 関連する計画及び根拠となる法律</p> <p>—</p>			
取組	おと川リバーヘッド大作戦	総括表番号 5-1	登録年度 平成 19 年度 (平成 25 年度一部修正)
機能区分	きれいな水 豊かな水 多様な生態系 ふれあう水辺	取組活性化	
実施主体	岡崎市		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性</p> <p>森林の豊かさが流域を潤し、さらには海を潤すとの認識に立ち、森林機能の重要性を理解し、循環型社会を構築する。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施内容 森林の除間伐、枝打ち、植樹等を行う。 間伐材で焼いた炭を森林等に撒く。 実施時期 年 2 回開催 <p>3 取組の連携・協働</p> <p>森林施業に精通している森林組合や民間活動団体等に作業指導をしていただき、企業からも多くの参加者を募っている。</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律</p> <p>—</p>			
			
取組	豊田市 100 年の森づくり構想	総括表番号 2-12	登録年度 平成 19 年度
機能区分	きれいな水 豊かな水 多様な生態系 ふれあう水辺	取組活性化	
実施主体	豊田市		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性</p> <p>広域合併により市域の約 7 割を森林が占める「森林都市」となった。そこで森林を市民の重要な生活基盤として捉え、公益的機能の高度発揮、具体的には森林を整備することで生活を支える豊かな水を育み、災害に強い森づくりの実現等を促進する。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施内容 平成 19 年 3 月「豊田市森づくり条例」を制定し、「豊田市 100 年の森づくり構想」を策定 森林を 7 区分にわけ、それに応じた施業方針等を示し、概ね 20 年間の基本的施業の考え方を示す。 平成 19 年 10 月「豊田市森づくり基本計画」策定 100 年の森づくり構想の実現に向け、今後 10 年間に行う重点プログラムなどの施策を数値目標ともに示す。 <p>3 取組の連携・協働</p> <p>地域が一体となった森づくりを行うために、地域組織として、集落などを単位に森林所有者自らが、目指すべき森づくりを検討する「森づくり会議」の設置を進めます。また、人工林の間伐を促進するために、森づくり会議区域内に「森づくり団地」を設定し、施業界の杭打ちや森林調査などを行い、施業方法等について検討します。</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律</p> <p>—</p>			

取組	自然環境基礎調査の実施 (自然環境調査)	総括表番号 3-11	登録年度 平成 19 年度
機能区分	きれいな水 豊かな水 多様な生態系	ふれあう水辺	取組活性化
実施主体	豊田市		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 気候・気象、里山、植物、菌類、動物など自然環境に関する基礎的な調査を行う。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施内容 気候・気象、里山、植物、菌類、動物などの 12 分野に関する分野を平成 13 年から実施している。 ・ 実施場所 豊田市内 ・ 実施内容 自然環境全般、一年中、市内全域 <p>3 取組の連携・協働 文化財課、市史編さん事業と連携</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 豊田市環境基本計画</p>			

【アクション・シート（流域別の取組：矢作川等流域）】

テーマ区分：[森づくり] **[郷づくり]** [まちづくり] [川・里海づくり]

取組	湿地の保全 (湿地・湿原の保全(2))	総括表番号 3-10	登録年度 平成 19 年度
機能区分	きれいな水 豊かな水	多様な生態系	ふれあう水辺 取組活性化
実施主体	岡崎市		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 荒廃して失われつつある湿地を、市民団体の協力を得て保全整備することにより、岡崎市の貴重な自然遺産として後世に残していく。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施場所 北山湿地、小呂湿地（岡崎市） 実施内容 北山湿地は毎月第3土曜日、小呂湿地は毎月第1土曜日に、自然共生課の職員とおかざき湿地保護の会（市民団体）を中心に、動植物の専門家等で構成する岡崎市動植物調査会のアドバイスを受けながら、雑草の抜き取り・木道整備・柵の設置・倒木の片付け・間伐・動植物の監視など季節に応じた保全整備を行っている。岡崎市動植物調査会には両湿地の定期観察調査を依頼している。 <p>3 取組の連携・協働 市民団体と専門家との連携で湿地の保護を図る。 専門家が毎年湿地定期観察調査を実施している。</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 —</p>			
取組	湿地の保全 (湿地・湿原の保全(2))	総括表番号 3-10	登録年度 平成 19 年度
機能区分	きれいな水 豊かな水	多様な生態系	ふれあう水辺 取組活性化
実施主体	豊田市		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 豊田市内には、矢並湿地・御船湿地・亀首湿地・伊勢神湿地などの希少な動植物が自生する湿地があり、開発や環境変化により特に失われやすいことから、保全の必要がある。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施場所 矢並湿地、御船湿地、亀首湿地、伊勢神湿地（豊田市） 実施内容 湿地の周囲をフェンスで囲い保全（矢並湿地・御船湿地・亀首湿地） 年間を通じて巡回、監視（矢並湿地・御船湿地・亀首湿地・伊勢神湿地） 年に数回、草刈、進入樹木の伐採などの保全作業（同上） 市民への啓発のため、秋季3日間の一般公開（矢並湿地） <p>3 取組の連携・協働 豊田市自然愛護協会、矢並湿地保存会等の市民団体</p>			
取組	農業水利施設の環境整備	総括表番号 2-21、3-5、 4-1	登録年度 平成 19 年度
機能区分	きれいな水	豊かな水	多様な生態系 ふれあう水辺 取組活性化
実施主体	愛知県		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 水路、ため池などの農業水利施設が持っている水辺空間を活用し、生態系や景観等の環境との調和に配慮した整備を行う。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施内容 生態系、景観に配慮したため池の保全整備 実施場所 全域 <p>3 取組の連携・協働 関係市町村、土地改良区の申請により、地域住民等の協力を得て実施している。</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 土地改良法、食と緑の基本計画 2015</p>			

取組	水とみどりの森の駅事業	総括表番号 5-6	登録年度 平成 19 年度
機能区分	きれいな水 豊かな水 多様な生態系 ふれあう水辺	取組活性化	
実施主体	岡崎市		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性</p> <p>岡崎市は額田町との合併により、水道水の50%を占める乙川の水源地と豊かな自然を市域にもつこととなった。水は、私たち人類を始めとした生き物の命の源であり、その水は緑豊かな自然環境の中で育まれている。また、「自然環境」は、水源涵養のほか地球環境保全機能、防災機能、生物多様性維持、レクリエーション機能、農林漁業等の産業自然として多様な役割を担っている。</p> <p>「森の駅」事業は岡崎市における「水資源」と「豊かな自然環境」を将来にわたり継承するため、保全育成していくことを大きな目的としている。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施内容 守り育てるべき「自然環境」と守り育てるための「地域活動」があり、市民が自然を学び、体験できる機会が提供され、交流が生まれる所を「森の駅」と位置づける。森の総合駅及び森の駅（おかざき自然体験の森、おおだの森、くらがり溪谷、茅葺の里、わんPark、鳥川ホテルの里）、森の駅育成地区（水源の森、北山湿地、日近の里、炭焼きの森）を指定し、各駅で環境保全活動、自然観察会等を開催する。 <p>3 取組の連携・協働</p> <p>—</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律</p> <p>—</p>			
取組	生態系にやさしい水田の設置	総括表番号 3-28	登録年度 平成 26 年度
機能区分	きれいな水 豊かな水 多様な生態系 ふれあう水辺	取組活性化	
実施主体	あいち豊田農業協同組合		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性</p> <p>トンボ・カエル等、水田から見かけられなくなった。里山を主体とした田園風景の維持、そこから育まれた生産物を消費者によって買い支えていくシステム作り</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <p>生態系にやさしい水田の設置</p> <p>3 取組の連携・協働</p> <p>豊田市、みよし市</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律</p> <p>—</p>			

【アクション・シート（流域別の取組：矢作川等流域）】

テーマ区分：[森づくり] [郷づくり] **[まちづくり]** [川・里海づくり]

取組	合流式下水道の改善	総括表番号 1-22	登録年度 平成 19 年度
機能区分	きれいな水 豊かな水 多様な生態系 ふれあう水辺 取組活性化		
実施主体	岡崎市		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性</p> <p>合流式下水道は、雨天時に未処理下水の一部がそのまま公共用水域に放流され、水質上、公衆衛生上問題があるため、合流式下水道の改善を図る。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施内容 雨水貯留施設の設置、越流ろ過スクリーン設備等の設置を行う。 <p>3 取組の連携・協働</p> <p>—</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律</p> <p>合流式下水道緊急改善計画</p>			
取組	総合治水対策の推進	総括表番号 2-28	登録年度 平成 19 年度
機能区分	きれいな水 豊かな水 多様な生態系 ふれあう水辺 取組活性化		
実施主体	岡崎市		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性</p> <p>流域の急速な都市化に伴う雨水流出量の増大による浸水被害の軽減を図る。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施内容 流出抑制施設の整備 実施場所 全域 <p>3 取組の連携・協働</p> <p>雨水をゆっくり流す取組を進める。</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律</p> <p>—</p>			
取組	調整池整備	総括表番号 2-29	登録年度 平成 19 年度 (平成 24 年度一部修正) (平成 25 年度一部修正)
機能区分	きれいな水 豊かな水 多様な生態系 ふれあう水辺 取組活性化		
実施主体	安城市		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性</p> <p>平成 12 年度の東海豪雨をはじめとする集中豪雨や、市街化の進展による雨水の流出増により、浸水被害が多発し、緊急に浸水対策を施す必要性が生じてきた。流域全体の河川流下能力を解消すべく、計画的に調整池を設置し、浸水被害の軽減を図る。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施内容 調整池の整備 実施場所 追田川流域（安城市） <p>3 取組の連携・協働</p> <p>河川沿いの公共施設と調整をとり地下貯留調整池を築造する。</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律</p> <p>安城市雨水マスタープラン</p>			

取組	水田貯留施設の整備	総括表番号 2-54	登録年度 平成 24 年度
機能区分	きれいな水 豊かな水 多様な生態系 ふれあう水辺 取組活性化		
実施主体	安城市、地域住民		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性</p> <p>平成12年度の東海豪雨をはじめとする集中豪雨や、市街化の進展による雨水の流出増により、浸水被害が多発し、緊急に浸水対策を施す必要性が生じてきた。そのため、流域全体の治水安全度を向上させるため、排水路にオリフィス機能を有する調整樹を設置し、上流の水田の雨水貯留機能を増大させることで浸水被害の軽減を図るものである。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施内容 水田貯留の推進、整備 ・ 実施場所 浸水被害の発生状況や準用河川の優先順位等と試算した水田貯留による洪水抑制効果を重ね合わせ、効率的な水田貯留が可能な場所を選定する。 <p>3 取組の連携・協働</p> <p>地元住民（水田の地権者及び耕作者）に対して説明会を実施し、同意を得た上で事業を推進していく。</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律</p> <p>安城市雨水マスタープラン</p>			
			

取組	乙川リバーフロント地区整備	総括表番号 4-23	登録年度 平成 26 年度
機能区分	きれいな水 豊かな水 多様な生態系 ふれあう水辺 取組活性化		
実施主体	岡崎市		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性</p> <p>乙川の水辺空間と歴史文化遺産を活かした観光産業都市の創造</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施内容 人道橋、プロムナード、園路整備など ・ 実施場所 乙川河川緑地周辺 ・ 実施時期 平成 27 年度から平成 31 年度まで <p>3 取組の連携・協働</p> <p>市、活性化本部、地元団体など（協議会設立予定）</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律</p> <p>乙川リバーフロント地区都市再生整備計画</p>			

【アクション・シート（流域別の取組：矢作川等流域）】

テーマ区分：[森づくり] [郷づくり] [まちづくり] **[川・里海づくり]**

取組	干潟・浅場の造成 (干潟・浅場造成事業)	総括表番号 1-29、3-16、 4-17	登録年度 平成 19 年度
機能区分	きれいな水 豊かな水 多様な生態系 ふれあう水辺	取組活性化	
実施主体	愛知県		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 海域の水質浄化に寄与するとともに、豊かな生態系をもつ干潟や浅場を造成し、漁場生産力の回復、水質浄化機能の向上を図る。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など <干潟・浅場造成事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 実施内容 干潟・浅場の造成 実施場所 三河湾内 <p>3 取組の連携・協働 他機関などから浚渫土砂の供給を受け連携工事を実施</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 食と緑の基本計画 2015、漁港・漁場整備法</p>			
取組	矢作川水辺プラザ整備事業	総括表番号 4-6	登録年度 平成 19 年度
機能区分	きれいな水 豊かな水 多様な生態系 ふれあう水辺	取組活性化	
実施主体	国、岡崎市		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 矢作川水辺プラザ事業は、矢作川沿いの大門河川緑地と大門公園、堤下公園を一体的に計画することで、魅力ある地域交流の場を創り出し、自然とふれあい、また訪れたくなる、賑わいのある水辺整備を目指している。 国土交通省が、堤防の拡幅と低水護岸整備等を行い、洪水時の堤防の安全性の向上を図る。市は、整備された河川の高水敷をレクリエーション広場やスポーツ広場など、河川公園としての整備をする。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施内容 岡崎市が矢作川沿いの大門河川緑地と大門公園、堤下公園を一体に整備し、国が堤防の拡幅と低水護岸整備等を行う。(スポーツ広場、水辺広場、親子交流広場、自然体験広場、レクリエーション広場の整備、大門公園再整備、堤下公園再整備) 整備面積 8.7ha 実施期間 平成 17 年度から平成 27 年度 <p>3 取組の連携・協働</p> <ul style="list-style-type: none"> 国土交通省と岡崎市の協同事業 ワークショップ方式により市民と行政が協働して、河川公園づくりを進めている。 <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 —</p>			



取組	緩傾斜堤防の整備（高潮対策事業）	総括表番号 4-13	登録年度 平成 19 年度
機能区分	きれいな水 豊かな水 多様な生態系	ふれあう水辺	取組活性化
実施主体	愛知県		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 従来の堤防は災害防止の観点から整備されていたが、堤防の傾斜を緩くすることにより、親水性にも配慮した海岸整備を行う。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など <高潮対策事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 実施内容 堤防耐震化とともに、安全で人々が快適に水辺に近づけるよう堤防の緩傾斜化を図る。 実施場所 吉良海岸、西尾海岸 <p>3 取組の連携・協働 —</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 あいち地震対策アクションプラン</p>			
			

取組	矢作川沿岸の水質保全	総括表番号 1-23	登録年度 平成 19 年度
機能区分	きれいな水	豊かな水 多様な生態系	ふれあう水辺 取組活性化
実施主体	矢作川沿岸水質保全対策協議会		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 矢作川流域は昭和 30 年代から急激な工業化が進み、工場排水、土石採取地からの排水、ゴルフ場等の大規模造成地からの排水等により河川の水質が悪化した。そのため、農漁業は深刻な被害を受けたので、水質浄化のための抗議や要請を行ってきた。現在では、開発時に事業者と事前協議を行い、濁水流出の未然防止に努めている。また、流域住民交流による水質保全活動も行っている。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施内容 (1) 矢作川流域における一定規模以上の土地開発行為に対し事業者と事前に協議し、開発に伴う汚濁水の流出防止を要請。また、工場等の新設及び増改築時には工場排水の放流水質浄化を要請。 (2) 矢作川流域の開発工事現場、廃棄物処分場などをパトロールし、汚濁水流出防止の調査監視。 (3) 行政等の関係機関へ公共工事の防災施設設置や開発造成工事の指導監督の要請。 <p>3 取組の連携・協働</p> <ul style="list-style-type: none"> 矢作川流域で建設工事を行う建設会社により組織された矢作川環境技術研究所と連携し、建設工事における濁水流出防止の研究と理念の普及をめざす。 西尾市内の漁協団体からなる、矢作川をきれいにする会と合同パトロールを行う。 <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 —</p>			

取組	石川・光明寺川の保全活動 (河川の清掃、除草)	総括表番号 1-48	登録年度 平成 19 年度
機能区分	きれいな水	豊かな水 多様な生態系	ふれあう水辺 取組活性化
実施主体	幸田町、幸田小学校		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 身近な河川への関心を高めるため、総合学習で地域の河川環境の保全に取り組む。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施内容 生物調査、菜の花の植栽、清掃活動 実施場所 学区内の川（石川、光明寺川） <p>3 取組の連携・協働 光明寺川を美しくする会の協力を得ている。</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 —</p>			

取組	水生生物調査	総括表番号 1-46、3-23	登録年度 平成19年度
機能区分	きれいな水 豊かな水 多様な生態系	ふれあう水辺	取組活性化
実施主体	県民、市町、国、愛知県		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 身近な水辺への触れ合いを深めるとともに河川の水質浄化に対する意識の高揚を図るため、昭和60年度から夏休みの期間を中心に、県内各地で水生生物調査を実施している。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施内容 水生生物調査 ・ 実施場所 流域内の河川 <p>3 取組の連携・協働 小中学生、地元住民グループ、市町、国、愛知県</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 —</p>			
取組	干潟観察会の実施	総括表番号 5-25	登録年度 平成19年度
機能区分	きれいな水 豊かな水 多様な生態系	ふれあう水辺	取組活性化
実施主体	西尾市（旧一色町）		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 干潟は豊かな生態系を育むとともに、海域の水質浄化にも大きな働きをもっていることから、このような干潟の機能を学習し、干潟の保全活動につなげる。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施内容 干潟における自然観察会の実施 ・ 実施場所 一色干潟 <p>3 取組の連携・協働 町が主催する。</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 —</p>			



取組	「水のかんきょう楽校」	総括表番号 2-10,5-2	登録年度 平成19年度
機能区分	きれいな水 豊かな水 多様な生態系 ふれあう水辺	取組活性化	
実施主体	明治用土地改良区		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性</p> <p>明治用土地改良区は百年近く前から「水源の森(水源かん養林)」を保有管理している。先人達が掲げた「水をつかうものは水をつくれ」を合い言葉に、現在も長野県根羽村ほかで「水源の森」約525haを守り続けている。</p> <p>これら水源かん養林事業の取組や必要性は、小中学生を中心とした「水のかんきょう楽校」を開校することで、水の大切さ・水源の森の役割・『水循環』など、地球的な規模として考え、学ぶ機会を提供し、水資源の保全に結び付けている。</p> <p>2 実施内容(概要)、実施時期、実施場所など</p> <p>平成23年5月にオープンした「水のかんきょう学習館」において、「水源の森」の育成から水循環や水と食や生き物との関わりについて学習。また、「水の駅(改良区実習田)」では、農業体験や食育による環境教育、農業・農村の持つ多面的機能を学習するプログラムを実施している。さらには、「水のかんきょう楽校」で学んだことを授業参観などの機会に子どもたちが研究発表を行っている。</p> <p>3 取組の連携・協働</p> <p>年間、約千人を対象として「水のかんきょう楽校」を行うため、農林水産省東海農政局などの行政、「篠目桜・ほたる同好会」などの地域ボランティア、学校PTA、明治用土地改良区女性部(農家のお母さん)など幅広くパートナーシップを組みながら行っている。</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律</p> <p>—</p>			
			

取組	乙川サミットの開催	総括表番号 5-32	登録年度 平成 19 年度 (平成 25 年度一部修正)
機能区分	きれいな水 豊かな水 多様な生態系 ふれあう水辺	取組活性化	
実施主体	岡崎市		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性</p> <p>乙川に関係する団体（学校、漁協、美しくする会、岡崎市、愛知県、国など）が一堂に会して、各団体の活動や事業を紹介し、お互いの活動に対して理解を深めることを目的とする。また、定期的に乙川サミットを開催することにより、相互の連携を深めるための一助となり、乙川流域全体としての活動活性化を目指す。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <p>【平成 20 年度から平成 23 年度まで】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施内容 参加団体の活動紹介、意見交換会(各団体の課題・問題点の洗い出し、乙川の将来についての意見など) ・ 実施時期 毎年 8 月頃 <p>【平成 24 年度以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施内容 平成 23 年度に定めた行動計画に基づいた協働活動の実施 <p>3 取組の連携・協働</p> <p>「乙川サミット」の参加団体（案）：小学校（美合小学校、生平小学校、鳥川小学校など）、中学校（河合中学校など）、高校、大学（人間環境大学など）、漁協（岡崎市漁協、男川漁協など）、森林組合・土地改良区などの農業者団体、市民団体（菅生川を美しくする会、乙川を美しくする会など）、(財)矢作川水源基金、矢作川沿岸水質保全対策協議会、国（豊橋河川事務所）、愛知県（西三河建設事務所、西三河農林水産事務所）、岡崎市（河川課、自然共生課、水道局、環境保全課など）</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律</p> <p>—</p>			
取組	船遊び（乙川観光船事業）	総括表番号 5-34	登録年度 平成 19 年度
機能区分	きれいな水 豊かな水 多様な生態系 ふれあう水辺	取組活性化	
実施主体	岡崎市		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性</p> <p>観光基本計画に基づき観光振興アクションプランの重点プロジェクトの 1 つとして「家康公のまち」魅力創造事業で特に岡崎公園・八帖蔵通り・大樹寺周辺を結ぶエリアを岡崎観光の各拠点となる重点地区として乙川を利用した新たな観光資源として観光船を浮かべ観光客の誘致を図る。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施時期 春季、秋季 ・ 実施場所 乙川右岸河川敷船着場 <p>3 取組の連携・協働</p> <p>商工団体及び地元商店街と観光ボランティアガイド</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律</p> <p>—</p>			

【境川等流域】

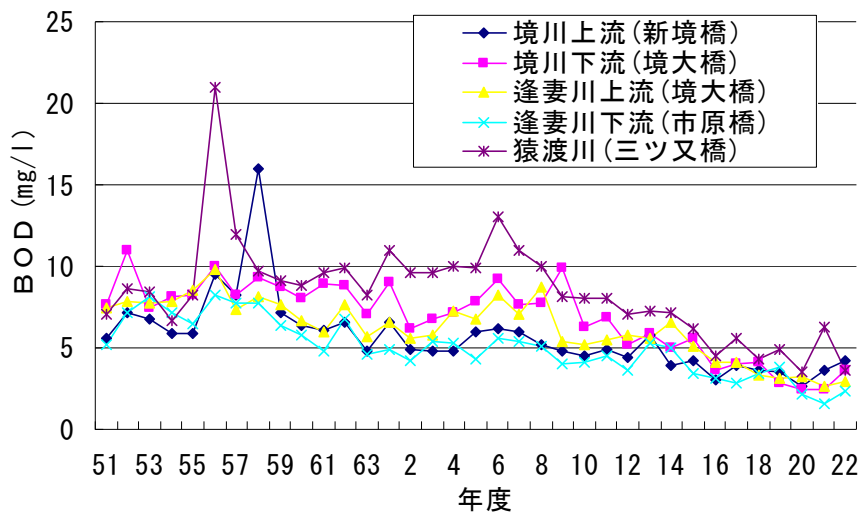
流域の概要

境川	河川延長 25 k m	流域面積 134 k m ²
逢妻川	河川延長 11 k m	流域面積 87 k m ²
猿渡川	河川延長 17 k m	流域面積 45 k m ²

水質環境基準

水域	類型	pH	BOD	SS	DO
境川上流	B	6.5- 8.5	3mg/1 以下	25mg/1 以下	5mg/1 以上
境川下流	C	6.5- 8.5	5mg/1 以下	50mg/1 以下	5mg/1 以上
逢妻川上流・下流、猿渡川	D	6.0- 8.5	8mg/1 以下	100mg/1 以下	2mg/1 以上

BOD 年間平均値の推移



境川、猿渡川河口

流域情報

- 上流域は丘陵地、中・下流域は低平地を流れ、その関係市町は10市2町となっている。
- 流域は市街地面積率が6割弱と市街化が進んでいる。
- ため池が昭和58年の326ヶ所から平成20年の275ヶ所と約2割が消失している。
- 河口部周辺の水際は生物の生息・生育場所となるヨシ原等が広がっている。



河口部周辺では、大規模なオナガガモ、キンクロハジロ等の冬鳥がヨシ群落広がる。

生物の生息状況

- 植物：ヨシ、ススキ、フジバカマ など
- 魚類：オイカワ、メダカ、カマツカ、モツゴ、ギンブナ など
- 鳥類：チュウサギ、オナガガモ、キンクロハジロ、イカルチドリ など

【境川等流域】

流域での取組

境川と逢妻川の河川緑地を始め、県と市町とが連携した公園整備等が行われており、これらについて草刈りなどの維持管理を市町が実施

河川愛護団体、自治会等により河川清掃を中心とした活動を展開

特徴と課題

- 流域の市街化が進んでおり、特に上流 3 市 1 町（大府市、豊明市、東郷町、みよし市）は生活系の汚濁負荷量の割合が 7 割を超え、生活排水対策重点地域に指定されており、環境基準も達成されていないことから、下水道や浄化槽の整備といった生活排水対策の推進が必要となっている。
- 流域には多くのため池が見られるが、市街化の進捗とともに徐々に消失している。ため池は農業用水の水源としてだけでなく治水始め地下水かん養や生態系の維持など多面的な機能も持つことから、その保全を図ることが必要である。
- 流域の市街化により保水・遊水機能が低下しており、総合治水対策として、雨水貯留浸透施設の設置などが必要である。
- 河川周辺の水辺は生物の貴重な生息・生育域となっており、水辺に親しむ場所でもあるので、自然環境の保全・再生が必要である。

流域別目標

☆多様な動植物が見られる河川環境

☆保水・かん養や生物の住処をもたらすため池の回廊

<上流>

- 魚の姿がたくさん見える。
- 水に入って遊びたい水辺
- 濁りや色が気にならない。

<中・下流>

- ヨシなど河畔の植物が多く、在来種が多い。
- 眺めたり散歩したい水辺。
- 濁りや色が気にならない。

【アクション・シート（流域別の取組：境川等流域）】

テーマ区分：**森づくり** [郷づくり] [まちづくり] [川・里海づくり]

取組	水源涵養林育成事業	総括表番号	2-13	登録年度	平成19年度
機能区分	きれいな水	豊かな水	多様な生態系	ふれあう水辺	取組活性化
実施主体	愛知用水の受益市町				

1 取組の目的、背景及び必要性

平成3年愛知用水通水30周年を期に、愛知用水サミット宣言の趣旨に基づき、「受益市町連絡会議」が設置された。

2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など

- ・ 実施内容 植樹祭（ヒノキの苗木を300本/年植樹）
- ・ 実施場所 牧尾ダム周辺
- ・ 実施時期 毎年5月下旬頃

3 取組の連携・協働

- ・ 植樹祭は受益市町、水源村である王滝村、木曾町、木曾森林組合、愛知県、水資源機構、愛知用水土地改良区が参加する。
- ・ 愛知用水土地改良区は、植樹場所の選定、植樹後の管理（下草刈、枝打ち、食害防除）を行っている。

4 関連する計画及び根拠となる法律

—



愛知用水サミット宣言

私たちは、愛知用水の水源村と受益市町といった立場の違いを越え、21世紀に向けて、限りある貴重な水の確保とこれからの愛知用水のあるべき姿について、今後引き続き、対話と協調の道を歩む必要性を確認し、この愛知用水サミットにおいて、次のとおり宣言する。

- 一 私たちは、愛知用水のいのちの水がめである牧尾ダムの美しい姿を後世に残すため、牧尾ダム周辺の景観整備とダムを潤す水源涵養林の保護、育成に努めるものとする。
- 二 受益市町は牧尾ダムの建設と管理に協力いただいていた、王滝・三岳両村の方々に感謝し、人と人との交流の拡大等を通じて、両村の一層の発展に寄与するものとする。
- 三 受益市町は、水の有効利用や水質の保全に努めるとともに、住民に対して、これら水に関する広報、啓蒙活動をより一層活発に行うものとする。

【アクション・シート（流域別の取組：境川等流域）】

テーマ区分：[森づくり] **[郷づくり]** [まちづくり] [川・里海づくり]

取組	湿地の保全 (湿地・湿原の保全(2))	総括表番号 3-10	登録年度 平成19年度 (平成25年度一部修正)
機能区分	きれいな水 豊かな水 多様な生態系	ふれあう水辺	取組活性化
実施主体	小堤西池のカキツバタを守る会、調査委員、ボランティア、刈谷市		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 小堤西池内及び池周辺を除草し、東側丘陵地の竹を伐採、処理することによりカキツバタ群落の<u>保護保全・増殖</u>を図る。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施内容 除草、竹伐採及び処理 実施時期 4月・9月・<u>3月</u> 実施場所 小堤西池内及び池周辺一帯、東側丘陵地 <p>3 取組の連携・協働 小堤西池のカキツバタを守る会、小堤西池カキツバタ群落保存対策調査委員会、ボランティア他</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 文化財保護法、小堤西池カキツバタ群落保存管理計画</p>			
			
取組	ため池の保全 (ため池の保全(3))	総括表番号 3-9	登録年度 平成19年度
機能区分	きれいな水 豊かな水 多様な生態系	ふれあう水辺	取組活性化
実施主体	蜻蛉の会		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 夏にはアオコが発生して異臭などを発していた。そこで、平成4年に市民の有志により自分たちの手でため池の水質浄化活動を開始した。池に再びトンボが乱舞してほしいので「蜻蛉の会」が結成された。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施場所 新池（大府市） 実施内容 ため池付近の清掃活動など（毎月第2土曜日の午前中に実施） トンボの生簀にホテイアオイを移植（5月～11月に実施） ため池に水車を設置、ビオトープ、緑化活動 <p>3 取組の連携・協働 「蜻蛉の会」が毎月3回ミーティング及び現地活動を実施</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 愛知県ため池保全構想、大府市環境基本計画</p>			
			

【アクション・シート（流域別の取組：境川等流域）】

テーマ区分：[森づくり] [郷づくり] **[まちづくり]** [川・里海づくり]

取組	合流式下水道の改善	総括表番号 1-22	登録年度 平成 19 年度
機能区分	きれいな水 豊かな水 多様な生態系 ふれあう水辺 取組活性化		
実施主体	刈谷市		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 雨天時に雨水と汚水が混合した未処理水が河川や海域に放流されることによる水質の悪化等が懸念されるため、改善を行い、公共用水域の水質保全を図る。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など ・ 実施内容 越流ろ過スクリーン設備等の設置を行う。</p> <p>3 取組の連携・協働 —</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 合流式下水道緊急改善計画</p>			
取組	特定都市河川浸水被害対策法に基づく取組 (雨水浸透貯留施設等の設置(2))	総括表番号 2-28、2-32	登録年度 平成 19 年度 (平成 24 年度一部修正) (平成 25 年度一部修正)
機能区分	きれいな水 豊かな水 多様な生態系 ふれあう水辺 取組活性化		
実施主体	民間開発者、流域市町、愛知県		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 流域の市街化に伴う流出抑制対策として特定都市河川浸水被害対策法に基づき、境川・猿渡川流域を「特定都市河川流域」として指定し、流域内の河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体が一体となり、浸水被害対策を実施している。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など ・ 実施内容 雨水貯留浸透施設の設置 ・ 実施場所 特定都市河川流域に指定された境川・猿渡川流域</p> <p>3 取組の連携・協働 流域市町や愛知県</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 特定都市河川浸水被害対策法</p>			
取組	調整池整備	総括表番号 2-29	登録年度 平成 24 年度
機能区分	きれいな水 豊かな水 多様な生態系 ふれあう水辺 取組活性化		
実施主体	安城市		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 平成12年度の東海豪雨をはじめとする集中豪雨や、市街化の進展による雨水の流出増により、浸水被害が多発し、緊急に浸水対策を施す必要性が生じてきた。流域内の雨水幹線の流下能力を解消すべく、計画的に調整池を設置し、浸水被害の軽減を図る。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など ・ 実施内容 調整池の整備 ・ 実施場所 二本木第二排水区（境川等流域）</p> <p>3 取組の連携・協働 雨水幹線沿いの公共施設と調整をとり地下貯留調整池を築造する。</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 安城市雨水マスタープラン</p>			

【アクション・シート（流域別の取組：境川等流域）】

テーマ区分：[森づくり] [郷づくり] [まちづくり] [川・里海づくり]

取組	海域の浚渫 (海域浄化対策事業)	総括表番号 1-36	登録年度 平成 19 年度		
機能区分	きれいな水	豊かな水	多様な生態系	ふれあう水辺	取組活性化
実施主体	愛知県				
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 水域環境の改善を図るとともに、悪臭等の公害防止を図るため、海底に堆積している有機汚泥を浚渫する。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など <海域浄化対策事業></p> <ul style="list-style-type: none"> 実施内容 海域に堆積した有機汚泥の浚渫 実施場所 衣浦湾北部海岸（刈谷市、高浜市） <p>3 取組の連携・協働 —</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 —</p>					
取組	明德寺川の清掃活動 (河川の清掃・除草)	総括表番号 1-48	登録年度 平成 19 年度		
機能区分	きれいな水	豊かな水	多様な生態系	ふれあう水辺	取組活性化
実施主体	明德寺川の自然を守る会				
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 明德寺川の自然環境を保護するために実施している。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施内容 河川の両岸また川の上流下流周辺の清掃を随時実施 彼岸花の植栽、除草、橋上花壇の手入れ及び、会員による水質検査の実施 実施場所 明德寺川 <p>3 取組の連携・協働 明德寺川の自然を守る会を町が支援している。</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 —</p>					
取組	水生生物調査	総括表番号 1-46、3-23	登録年度 平成 19 年度		
機能区分	きれいな水	豊かな水	多様な生態系	ふれあう水辺	取組活性化
実施主体	県民、市町、国、愛知県				
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 身近な水辺への触れ合いを深めるとともに河川の水質浄化に対する意識の高揚を図るため、昭和 60 年度から夏休みの期間を中心に、県内各地で水生生物調査を実施している。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施内容 水生生物調査 実施場所 流域内の河川 <p>3 取組の連携・協働 小中学生、地元住民グループ、市町、国、愛知県</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 —</p>					

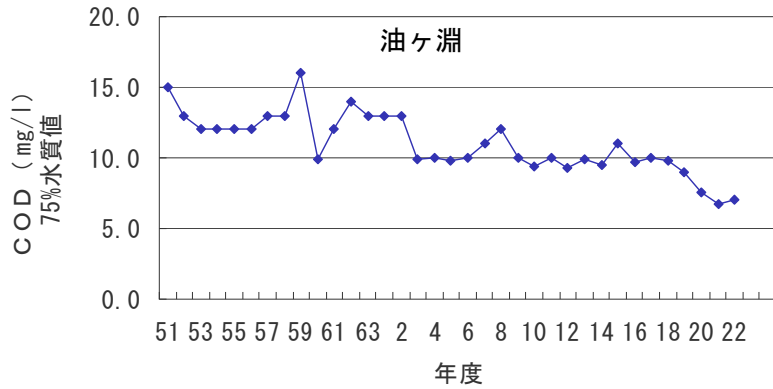
【油ヶ淵等】

流域の概要

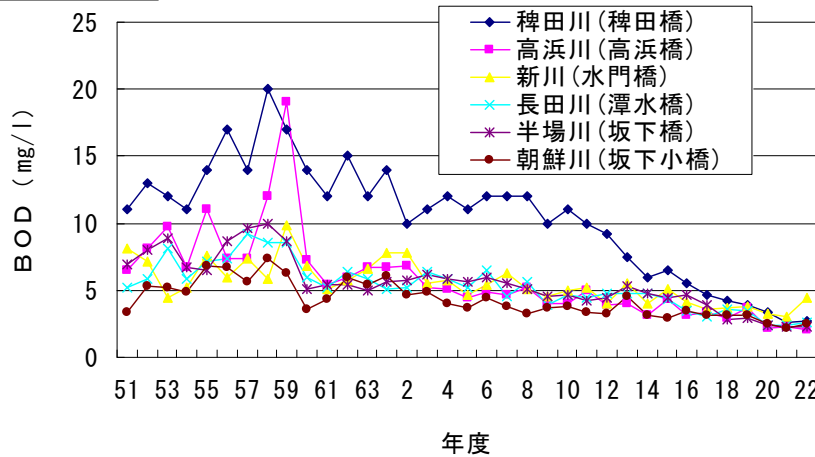
油ヶ淵の面積 0.64 km²
流域面積 58 km²

水質環境基準					
水域	類型	pH	COD	SS	DO
油ヶ淵	B	6.5-8.5	5mg/l 以下	15mg/l 以下	5mg/l 以上
稗田川、高浜川、 新川、長田川、 半場川、朝鮮川	類型	pH	BOD	SS	DO
	C	6.5-8.5	5mg/l 以下	50mg/l 以下	5mg/l 以上

COD75%水質値



BOD年間平均値の推移



流域情報

- 油ヶ淵は平均水深 3m の汽水湖で県内唯一の天然湖沼である。
- 流域の土地利用は北部では都市化が進んでいるが、南部は農地特に水田としての利用が多い。
- 油ヶ淵の水質は環境基準を上回っており、全国的にも水質汚濁の著しい湖沼となっており、現在、第二期水環境改善緊急行動計画が進められている。
- 平成 17 年に県営都市公園として都市計画決定され、整備が進んでいる。

生物の生息状況等

植物：ヨシ、ススキ、セイタカアワダチソウ など
魚類：タイリクバラタナゴ、コイ、カダヤシ*、オオクチバス* など
その他：フジツボ類（油ヶ淵沿岸付近） など

*：特定外来生物。もともとその地域にいなかったのに、人間活動によって海外から入ってきた生物（外来生物）のうち、外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）で、生態系、人の生命・身体、農林水産業に悪影響を与えるおそれのあるものを「特定外来生物」として指定し、飼養・栽培・保管・運搬・販売・輸入などを規制するとともに、防除を進めることで被害の防止を図っていくこととしている。

【油ヶ淵等】

流域での取組

県と流域4市とで、平成5年より水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンス21・Ⅱ）を策定し、現在は平成32年度を目標とした事業計画の見直しを行い、行政、市民が一体となった水環境改善に取り組んでいる。

特徴と課題

- 流域の汚濁負荷量の約6割は生活系であり、生活排水対策を進める必要がある。
- 清流ルネッサンスⅡに基づき、生活排水対策の外、流入河川での礫間接触ばっき等による直接浄化や覆砂、畜産排水対策、環境保全型農業など、総合的な対策が進められている。
- 市民参加による流域100ヶ所の年間を通じた水質検査が行われ、その結果を事業者指導に活かしているなど、市民、行政の連携が進んでいる。
- 油ヶ淵の流入河川は、自流水が少ないことから農業用水の影響を受け、非灌漑期には河川湖沼での汚濁が見られることから、地下水のかん養機能の回復も必要である。

流域別目標

- ☆湖畔の散歩道において不快に感じなく、水辺で湖底が見られる。
- ☆湖内全域で魚が生息できる。
- ☆川の辺りを眺めたり散歩が楽しい。

<湖内>

- 魚、鳥、カエルなど、いろいろな種類の生き物がたくさんいる。
- 透視度30cm以上、透明度1m以上、COD75%水質値6mg/l以下、DO3mg/l以上

<流入河川>

- 魚の姿がたくさん見える。
- 臭いや、濁りや色が気にならない。



【アクション・シート（流域別の取組：油ヶ淵等）】

テーマ区分：[森づくり] **[郷づくり]** [まちづくり] [川・里海づくり]

取組	環境保全型農業の推進 (環境保全型農業推進事業)	総括表番号 1-4	登録年度 平成 19 年度
機能区分	きれいな水	豊かな水	多様な生態系
実施主体	西尾市、大府市、JA あいち中央、JA あいち豊田、愛知県	ふれあう水辺	取組活性化
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 農業の持つ物質循環機能を生かし、環境への負荷低減と、農産物の安全確保に配慮した農業の推進を目的とする。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など ・実施内容 環境安全推進マニュアルを始めとした GAP 手法の導入推進 持続性の高い農業に取り組むコファーマーの育成推進</p> <p>3 取組の連携・協働 市町村、農業団体等と連携し、環境と安全に配慮した農業を推進</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 愛知県環境と安全に配慮した農業推進計画、食と緑の基本計画 2015</p>			

【アクション・シート（流域別の取組：油ヶ淵等）】

テーマ区分：[森づくり] [郷づくり] **[まちづくり]** [川・里海づくり]

取組	調整池整備	総括表番号 2-29	登録年度 平成 19 年度 (平成 24 年度一部修正) (平成 25 年度一部修正)
機能区分	きれいな水 豊かな水 多様な生態系 ふれあう水辺	取組活性化	
実施主体	安城市		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性</p> <p>平成 12 年度の東海豪雨をはじめとする集中豪雨や、市街化の進展による雨水の流出増により、浸水被害が多発し、緊急に浸水対策を施す必要性が生じてきた。流域全体の河川流下能力を解消すべく、計画的に調整池を設置し、浸水被害の軽減を図る。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施内容 調整池の整備 実施場所 高浜川流域（安城市） <p>3 取組の連携・協働</p> <p>河川沿いの公共施設と調整をとり地下貯留調整池を築造する。</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律</p> <p>安城市雨水マスタープラン</p>			
取組	生活排水対策モデル地区事業	総括表番号 1-21	登録年度 平成 19 年度
機能区分	きれいな水 豊かな水 多様な生態系 ふれあう水辺	取組活性化	
実施主体	地域住民、安城市		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性</p> <p>愛知県内唯一の天然湖である「油ヶ淵」は、都市化の進展や閉鎖性水域のため、全国的に見ても水質の汚濁した湖沼の一つとなっている。この汚濁原因は、家庭から流される生活排水が大半を占めることから、油ヶ淵の水質浄化対策の一環として行っている。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施内容 毎年、油ヶ淵流域の 1 町内会を生活排水対策モデル地区に指定し、生活排水に関する学習会を実施する。水質浄化啓発品を配布し、7 月に実践活動を中心とした生活排水対策を実施する。 アンケート調査を実施し、実践活動の効果を確認する。 実施場所 油ヶ淵流域の町内会 <p>3 取組の連携・協働</p> <p>油ヶ淵水質浄化促進協議会にて、油ヶ淵浄化デーやアクション油ヶ淵の実施。</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律</p> <p>—</p>			
取組	油ヶ淵水質浄化イベントの実施	総括表番号 1-50	登録年度 平成 19 年度
機能区分	きれいな水 豊かな水 多様な生態系 ふれあう水辺	取組活性化	
実施主体	地域住民、油ヶ淵水質浄化促進協議会		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性</p> <p>油ヶ淵に流入する汚濁物質の約 6 割を生活排水が占めており水質汚濁の大きな原因になっていることから、水質浄化への取組の発表や、講演などを行い、地域住民の方々の水質浄化への意識の高揚を図る。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施内容 アクション油ヶ淵の開催（油ヶ淵の水質浄化に関する活動事例発表、講演、パネル展示等） 実施場所 油ヶ淵流域 4 市（碧南市、安城市、西尾市、高浜市） のうちの 1 市で毎年開催 <p>3 取組の連携・協働</p> <p>油ヶ淵第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）の一環として実施</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律</p> <p>—</p>			



取組	水田貯留施設の整備	総括表番号 2-54	登録年度 平成 24 年度
機能区分	きれいな水 豊かな水	多様な生態系	ふれあう水辺 取組活性化
実施主体	安城市、地域住民		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性</p> <p>平成12年度の東海豪雨をはじめとする集中豪雨や、市街化の進展による雨水の流出増により、浸水被害が多発し、緊急に浸水対策を施す必要性が生じてきた。そのため、流域全体の治水安全度を向上させるため、排水路にオリフィス機能を有する調整柵を設置し、上流の水田の雨水貯留機能を増大させることで浸水被害の軽減を図るものである。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施内容 水田貯留の推進、整備 ・ 実施場所 浸水被害の発生状況や準用河川の優先順位等と試算した水田貯留による洪水抑制効果を重ね合わせ、効率的な水田貯留が可能な場所を選定する。 <p>3 取組の連携・協働</p> <p>地元住民（水田の地権者及び耕作者）に対して説明会を実施し、同意を得た上で事業を推進していく。</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律</p> <p>安城市雨水マスタープラン</p>			
			

【アクション・シート（流域別の取組：油ヶ淵等）】

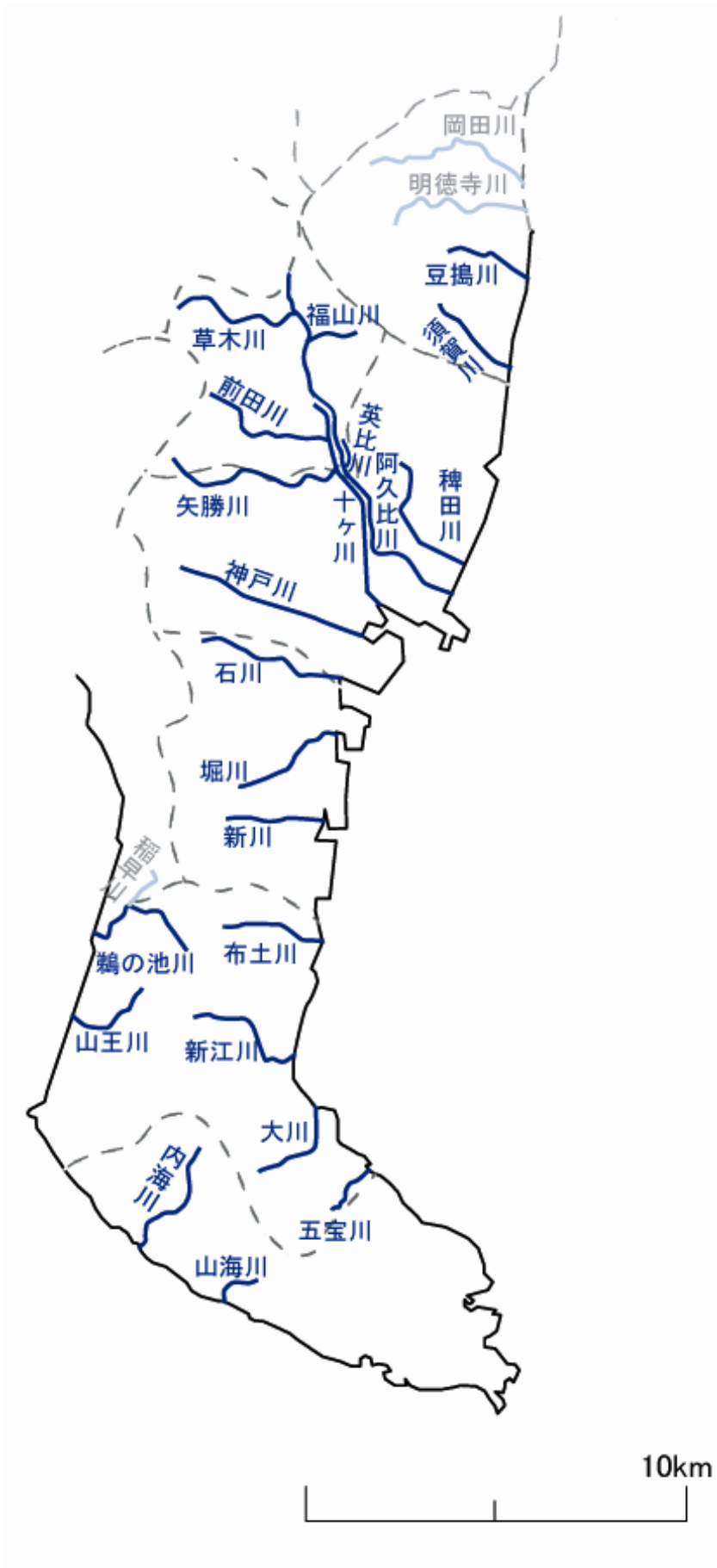
テーマ区分：[森づくり] [郷づくり] [まちづくり] **[川・里海づくり]**

取組	油ヶ淵の浄化対策 (植生浄化等、湖内底質改善)	総括表番号 1-31、 <u>1-32</u> 、 1-37	登録年度 平成 19 年度 (平成 24 年度一部修正)
機能区分	きれいな水 豊かな水 多様な生態系	ふれあう水辺	取組活性化
実施主体	安城市、愛知県		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 油ヶ淵の水質汚濁の改善のため、各種浄化対策を実施する。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <p>(1) 直接浄化施設の運転・管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施内容 油ヶ淵への流入河川において、直接浄化施設による河川水質の改善を行う。 実施場所 長田川、稗田川、半場川（愛知県）、切間川（安城市、愛知県） <p>(2) 植生浄化、河道の多自然化の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施内容 河川の多自然化や湖沼への植物の植栽により植物の生育による水質改善を行う。 実施場所 油ヶ淵、稗田川、半場川（愛知県） <p>(3) 油ヶ淵及び流入河川の浚渫・覆砂</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施内容 油ヶ淵及び流入河川の底泥からの栄養塩類の溶出を防ぐため浚渫や覆砂を行う。 実施場所 浚渫：長田川、稗田川、半場川、油ヶ淵（愛知県） 覆砂：油ヶ淵（愛知県） <p>3 取組の連携・協働 油ヶ淵第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）の一環として実施</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 二級河川高浜川水系河川整備計画</p>			
			
取組	油ヶ淵水辺公園整備	総括表番号 4-11	登録年度 平成 19 年度
機能区分	きれいな水 豊かな水 多様な生態系	<u>ふれあう水辺</u>	取組活性化
実施主体	愛知県		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 「油ヶ淵の自然と歴史 未来へつなぐ水辺風景の創造」を基本テーマに、油ヶ淵に関する県民の関心を深めるとともに、水と人との係わりについて学び、水質等の情報提供や水質浄化の活動拠点づくりを行なう事を、基本方針の1つとして整備を進めている。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施内容 天然湖沼で、広々とした水面をもつ油ヶ淵の特徴を生かし、周辺区域を含めて公園として整備する。 実施場所 油ヶ淵周辺 <p>3 取組の連携・協働 公園の設計を、市民参加によるワークショップにより進めている。</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 —</p>			
取組	港湾環境整備事業	総括表番号 4-12	登録年度 平成 19 年度
機能区分	きれいな水 豊かな水 多様な生態系	<u>ふれあう水辺</u>	取組活性化
実施主体	愛知県		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 緑地の整備を行い、憩いの場の創出を図る。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施内容 港湾関係者、地域住民が利用可能な休息緑地、レクリエーション緑地、シンボル緑地等を整備し、周辺施設との連携、地域の文化と密着した緑地として、周辺地域の港湾環境の改善を図る。 実施場所 高浜地区 <p>3 取組の連携・協働 —</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 —</p>			

取組	油ヶ淵周辺の清掃活動（油ヶ淵浄化デー）	総括表番号 1-50	登録年度 平成 19 年度
機能区分	きれいな水 豊かな水 多様な生態系 ふれあう水辺 取組活性化		
実施主体	地域住民、碧南市、安城市、西尾市、高浜市、愛知県		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性</p> <p>平成 4 年 5 月 1 日に開催された油ヶ淵水質浄化懇談会（県知事と油ヶ淵流域 4 市の市長）の席上で 7 月第 4 日曜日を「油ヶ淵浄化デー」と定め、4 市が啓発活動を実施することを決定した。そして毎年それぞれの市において清掃する場所を決め、油ヶ淵流域の清掃活動を行なっている。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施内容 清掃活動 ・ 実施場所 油ヶ淵周辺 ・ 実施時期 原則的に毎年 7 月第 4 日曜日 <p>3 取組の連携・協働</p> <p>毎年、油ヶ淵の近くに住んでいる西端地区、荒子地区の住民に協力を得ている。また、企業からも協力を得ている。</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律</p> <p>—</p>			
			
取組	水生生物調査	総括表番号 1-46、3-23	登録年度 平成 19 年度
機能区分	きれいな水 豊かな水 多様な生態系 ふれあう水辺 取組活性化		
実施主体	県民、市、愛知県		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性</p> <p>身近な水辺への触れ合いを深めるとともに河川の水質浄化に対する意識の高揚を図るため、昭和 60 年度から夏休みの期間を中心に、県内各地で水生生物調査を実施している。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施内容 水生生物調査 ・ 実施場所 流域内の河川 <p>3 取組の連携・協働</p> <p>小中学生、地元住民グループ、市、愛知県</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律</p> <p>—</p>			
取組	油ヶ淵流域水環境モニタリング （油ヶ淵清流ルネッサンスⅡ）	総括表番号 1-57	登録年度 平成 19 年度
機能区分	きれいな水 豊かな水 多様な生態系 ふれあう水辺 取組活性化		
実施主体	地域住民、油ヶ淵水質浄化促進協議会		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性</p> <p>油ヶ淵第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）に基づく各種対策が油ヶ淵や河川など、流域の水環境にどう反映しているかを把握するために、また、地域住民に水環境の現状を把握してもらうために油ヶ淵流域水環境モニタリングを実施している。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施内容 水質モニタリング：県及び市による水質調査 流域内の 32 地点 市民モニタリング 流域内の 70 地点 生物モニタリング：底生生物調査、水生生物調査、 植物プランクトン調査 底質モニタリング：堆積圧調査 <p>3 取組の連携・協働</p> <p>油ヶ淵第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）の一環として実施</p>			
			

(4) 三河湾沿岸域 (知多半島等)

流域図



【三河湾沿岸域(知多半島等)】

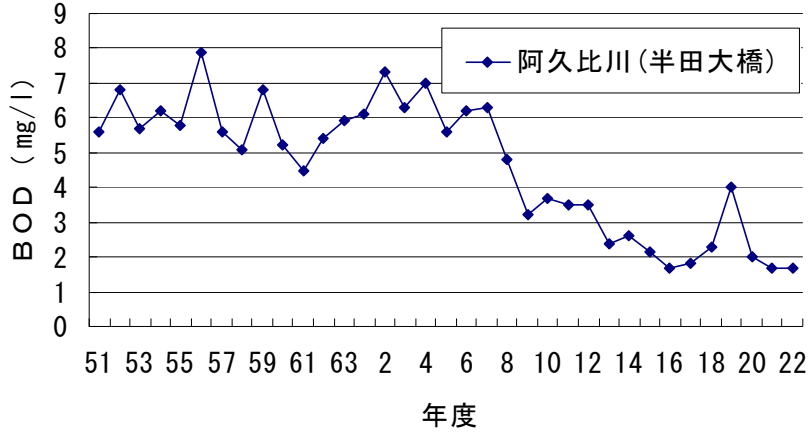
流域の概要

阿久比川
 河川延長 10.0km
 流域面積 31.0km²

水質環境基準

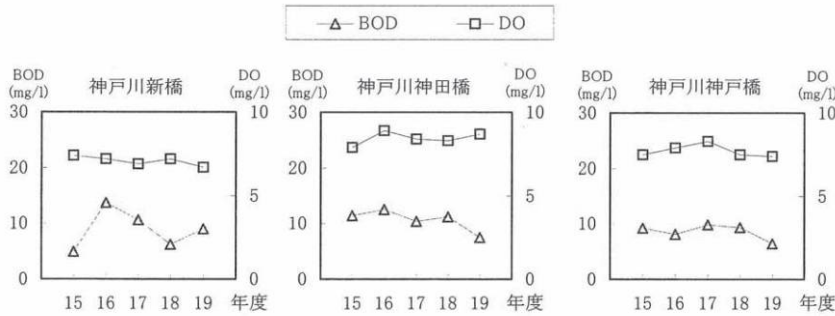
水域	類型	pH	BOD	SS	DO
阿久比川	C	6.5—8.5	5mg/l 以下	50mg/l 以下	5mg/l 以上

BOD 年間平均値の推移



神戸川水質調査結果の推移

(出典:平成 20 年版 半田市の環境)



流域情報

- 標高 30 m 程度の丘陵地帯が広がり、大きな河川がないことから多くのため池が造られてきたが、慢性的に農業用水が不足していた。
- 愛知用水の通水（昭和 36 年）後は、水道用水、農業用水とも多くを木曾川水系からの取水に依存している。
- 河川延長が短く、瀬や淵も少ないことから、単調な河川環境となっている。



阿久比川下流 知多建設事務所資料

生物の生息状況等

- 植物：ヨシ、クサヨシ、カワヂシャ など
- ほ乳類：イタチ など
- 鳥類：カワウ、サギ類、イカルチドリ など
- は虫類：イシガメ、ニホントカゲ など
- 両生類：トノサマガエル など
- 魚類：ギンブナ、モツゴ、フナ、ヨシノボリ、ドジョウ、メダカ など

【三河湾沿岸域(知多半島等)】

流域での取組

神戸川は、小中学校の学習活動の場として利用されているほか、地域住民による清掃活動も実施されている。

三河湾沿岸市町では、三河湾浄化推進協議会(事務局:豊橋市)の活動として、三河湾浄化のための啓発活動を実施している。

特徴と課題

- 河川延長が短く、河川形状や流れの状況から単調な河川環境が見られることから、自然に恵まれ、うるおいを感じることができる川づくりが必要となっている。
- 流域に多く存在するため池は、農業用水の水源としてだけでなく治水始め地下水かん養や生態系の維持など多面的な機能も持つことから、その保全を図ることが必要である。
- 生活排水対策とともに、農地・畜産の環境保全対策も重要となっている。

流域別目標

- ☆水辺を散歩したい川
- ☆生き物をはぐくむため池を守る

- 水辺の緑が豊かで、魚が見られる川
- 利水・治水を始め多面的機能を有するため池の保全




知多建設事務所資料




申ヶ池(東浦町) 知多農林水産事務所資料

【アクション・シート（流域別の取組：三河湾沿岸域（知多半島等）】

テーマ区分：[森づくり] [郷づくり] [まちづくり] [川・里海づくり]

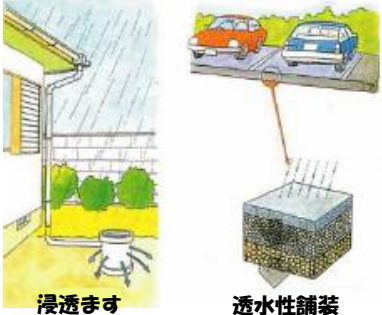
取組	水源涵養林育成事業	総括表番号 2-13	登録年度 平成 19 年度
機能区分	きれいな水 豊かな水 多様な生態系	ふれあう水辺	取組活性化
実施主体	愛知用水の受益市町		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 平成 3 年愛知用水通水 30 周年を期に、愛知用水サミット宣言の趣旨に基づき、「受益市町連絡会議」が設置された。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施内容 植樹祭（ヒノキの苗木を 300 本／年植樹） 実施場所 牧尾ダム周辺 実施時期 毎年 5 月下旬頃 <p>3 取組の連携・協働</p> <ul style="list-style-type: none"> 植樹祭は受益市町、水源村である王滝村、木曾町、木曾森林組合、愛知県、水資源機構、愛知用水土地改良区が参加する。 愛知用水土地改良区は、植樹場所の選定、植樹後の管理（下草刈、枝打ち、食害防除）を行っている。 <p>4 関連する計画及び根拠となる法律</p> <p>—</p>			
<p>愛 知 用 水 サ ミ ッ ト 宣 言</p> <p>私たちは、愛知用水の水源村と受益市町といった立場の違いを越え、21 世紀に向けて、限りある貴重な水の確保とこれからの愛知用水のあるべき姿について、今後引き続き、対話と協調の道を歩む必要性を確認し、この愛知用水サミットにおいて、次のとおり宣言する。</p> <p>一 私たちは、愛知用水のいのちの水がめである牧尾ダムの美しい姿を後世に残すため、牧尾ダム周辺の景観整備とダムを潤す水源涵養林の保護、育成に努めるものとする。</p> <p>二 受益市町は牧尾ダムの建設と管理に協力いただいていた、王滝・三岳両村の方々に感謝し、人と人との交流の拡大等を通じて、両村の一層の発展に寄与するものとする。</p> <p>三 受益市町は、水の有効利用や水質の保全に努めるとともに、住民に対して、これら水に関する広報、啓蒙活動をより一層活発に行うものとする。</p>			
			

テーマ区分：[森づくり] [郷づくり] [まちづくり] [川・里海づくり]

取組	湿地の保全 (湿地・湿原の保全(2))	総括表番号 3-10	登録年度 平成 19 年度
機能区分	きれいな水 豊かな水 多様な生態系	ふれあう水辺	取組活性化
実施主体	阿久比町		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 知多半島でも大変貴重な自然環境が残り、湿地特有の生物（ハッチョウトンボ等）や植物（絶滅危惧種Ⅱ類シラタマホシクサ等）が生息・生育する場所である板山高根湿地の保全・整備を行う。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施場所 板山高根湿地（阿久比町） <p>3 取組の連携・協働 地域住民の方より板山高根湿地自然環境ボランティアを募集。</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律</p> <p>—</p>			
			

【アクション・シート（流域別の取組：三河湾沿岸域（知多半島等））】

テーマ区分：[森づくり] [郷づくり] **[まちづくり]** [川・里海づくり]

取組	まちづくりの取組	総括表番号	1-12, 1-18 等	登録年度	平成 19 年度
機能区分	きれいな水	豊かな水	多様な生態系	ふれあう水辺	取組活性化
実施主体	県民、事業者、民間団体、市町村、国、県				
<p><取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 下水道の高度処理導入 ○ 総量規制など産業排水対策 ○ 雨水の貯留・浸透施設の整備 ○ 透水性舗装の推進 ○ 水資源の効率的利用・節水 ○ ビオトープの整備 					
					

【アクション・シート（流域別の取組：三河湾沿岸域（知多半島等）】

テーマ区分：[森づくり] [郷づくり] [まちづくり] **[川・里海づくり]**

取組	港湾環境整備事業	総括表番号 4-12	登録年度 平成 19 年度
機能区分	きれいな水 豊かな水 多様な生態系	ふれあう水辺	取組活性化
実施主体	愛知県		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 緑地の整備を行い、憩いの場の創出を図る。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施内容 港湾関係者、地域住民が利用可能な休息緑地、レクリエーション緑地、シンボル緑地等を整備し、周辺施設との連携、地域の文化と密着した緑地として、周辺地域の港湾環境の改善を図る。 実施場所 東浦地区 <p>3 取組の連携・協働 —</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 —</p>			
取組	矢勝川の河川清掃等 (矢勝川堤防における彼岸花の植栽)	総括表番号 4-21	登録年度 平成 19 年度
機能区分	きれいな水 豊かな水 多様な生態系	ふれあう水辺	取組活性化
実施主体	矢勝川の環境を守る会		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 新美南吉の童話「ごんぎつね」の舞台となった矢勝川の堤防にクズやススキが生い茂り、地域住民も近寄らなくなっていたため、平成 2 年から草を刈り、彼岸花を植える活動を始めた。現在では、東西 1.5 キロメートルにわたり、100 万本以上の彼岸花が咲くようになった。この彼岸花の育成を図り、美観を保つために、年 4 回、矢勝川堤防の草刈を行っている。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施内容 矢勝川右岸（半田市側）の堤防と河川敷において、年に 4 回（彼岸花後の 10 月、1～2 月、5 月、8 月末～9 月初め）草刈を行い、彼岸花の少なくなってきた部分には補植を行う。 矢勝川周辺の休耕地を借り、菜の花、ポピー、コスモスなど四季折々の花を育てている。 実施場所 矢勝川 <p>3 取組の連携・協働 毎年、岩滑区民、岩滑北保育園の園児、岩滑小学校の児童などが参加して、共同で作業を行っており、地域住民や子どもたちにとっては、矢勝川という身近な水辺に接し、環境について考えるよい機会となっている。</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 —</p>			



取組	河川等のゴミ調査等 (環境学習における取組)	総括表番号 5-30	登録年度 平成 19 年度
機能区分	きれいな水 豊かな水 多様な生態系 ふれあう水辺	取組活性化	
実施主体	半田市		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 4 年生総合的な学習において、校区を流れる平地川について学習し、地域への愛着をもたせるとともに、平地川の自然を守るための活動を行う。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施場所 平地川、稗田川、神戸川、亀崎港 実施内容 河川等のゴミ調査、水質調査、神戸川クリーン作戦、亀崎の海の状態調査 <p>3 取組の連携・協働 地元の方による稲作体験、高砂会と合同の川清掃、アイシン出前講座の活用</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 半田市環境基本計画</p>			
取組	水生生物調査	総括表番号 1-46、3-23	登録年度 平成 19 年度
機能区分	きれいな水 豊かな水 多様な生態系 ふれあう水辺	取組活性化	
実施主体	県民、市、愛知県		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 身近な水辺への触れ合いを深めるとともに河川の水質浄化に対する意識の高揚を図るため、昭和 60 年度から夏休みの期間を中心に、県内各地で水生生物調査を実施している。</p> <p>2 実施内容（概要）、実施時期、実施場所など</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施内容 水生生物調査 実施場所 流域内の河川 <p>3 取組の連携・協働 小中学生、地元住民グループ、市、愛知県</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 —</p>			
取組	水質浄化セラミックによる河川の水質浄化	総括表番号 1-59	登録年度 平成 25 年度
機能区分	きれいな水 豊かな水 多様な生態系 ふれあう水辺	取組活性化	
実施主体	南知多町		
<p>1 取組の目的、背景及び必要性 水質浄化を図ることを目的に、町が主体となり、水質浄化に効果があるとされる水質セラミックを設置し、水質浄化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施内容 直接浄化対策 (内海川上流部において、水質浄化に効果があるとされる水質セラミックを設置し、水質浄化を図る.) 実施時期 平成 25 年 12 月 2 日設置 実施場所 内海川上流 (南知多町大字内海字桐木地内) <p>3 取組の連携・協働 NPO法人 (南知多環境浄化とふるさと創生の会)</p> <p>4 関連する計画及び根拠となる法律 —</p>			

IV 水循環パートナーシッププロジェクト

水質の浄化や水量の確保など水循環の持つ機能や、森林の整備・保全など水循環再生につながるテーマで、西三河地域のニーズと特性にあった先導的な事業を協働・連携して実施していきます。

1 流域モニタリング一斉調査（別票1）

県民一人ひとりが、人間活動と水環境など環境との関わりを正しく理解し、自ら環境に配慮した行動をするためには環境学習の果たす役割が重要である。環境学習は、子どもたちが水や自然と触れたり、遊んだりする機会をより多く創出することにより、その中で水や自然の大切さや人と自然との共生について学んでもらうためのものです。その環境学習の一環として、身近な水辺に興味を持ってもらうため「流域モニタリング一斉調査」を平成21年度より実施しています。

2 三河湾里海再生プログラムの推進（別票2）

三河湾は、古くから多様な生態系に培われた様々な海の恵みをもたらしてくれ、生活に密着した「里海」であるが、依然として赤潮や貧酸素水塊の発生が見られるなど、環境の改善が進まない状況にあります。

このため、環境部、農林水産部及び建設部で構成した部局横断的なチームを平成20年度に設置し、三河湾の里海再生に向けて今後取り組むべき施策について検討し、平成22年度末に「三河湾里海再生プログラム」を取りまとめました。

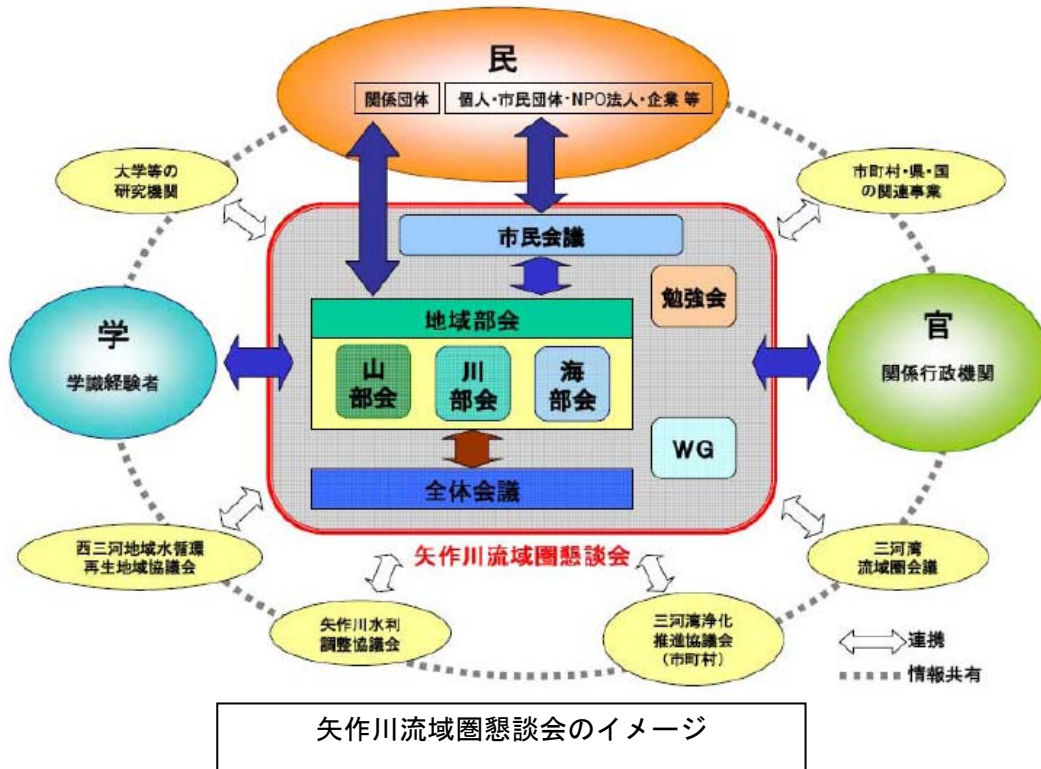
このプログラムに基づき、干潟・浅場造成を積極的に推進するとともに、干潟・浅場及び海域のモニタリング、干潟・浅場・藻場の保全活動の支援、干潟・浅場を通じた里海に関する啓発などの事業を推進しています。

3 関係機関との連携強化（矢作川流域圏懇談会）（別票3）

矢作川流域では、矢作川沿岸水質保全対策協議会や矢作川流域開発研究会など、“流域は一つ、運命共同体”という共通認識のもと様々な課題に取り組んできた歴史があります。

矢作川における治水、利水、環境、維持管理等の課題を解決し目標を達成していくためには、川の中だけの視点ではなく、水のつながりという視点で山から海までの流域圏全体を対象として、多様な課題の解決に向け、公募による個人・市民団体・NPO等の住民参加、学識経験者、そして行政から国・県の関係機関、全市町村等と一緒に話し合い、役割をもちながら連携・協働して行くことが、調和のとれた流域圏全体の発展につながると考えています。

そこで、多様な課題の情報共有・意見交換の場として矢作川流域圏に係る国、県、市町村の関係行政機関、学識経験者、関係団体、市民団体等で構成する「矢作川流域圏懇談会」を設立しました。



矢作川流域圏懇談会のイメージ

4 関係機関との連携強化（伊勢湾再生推進会議）（別票4）

伊勢湾再生の目標を達成するための仕組みの構築と取り組みを推進することを目的として、平成19年3月に伊勢湾再生推進会議によって策定された伊勢湾再生行動計画では、伊勢湾再生に向けた「スローガン」と「目標」を設定し、目標達成に向け「3つの基本方針」及び「9つの行動方針」に沿って、森・川・海に関する施策を実施することとしました。

伊勢湾再生に向けたスローガン

人と森・川・海の連携により
健全で活力ある伊勢湾を再生し、
次世代に継承する

伊勢湾再生に向けた目標

伊勢湾の環境基準の達成を目指し、多様な生物が生息・生育する、
人々が海と楽しく安全にふれあえる、美しく健全で活力ある伊勢湾の再生

「3つの基本方針」と「9つの行動方針」

基本方針1

健全な水・物質循環の構築

行動方針

- ・汚濁負荷の削減
- ・森林・農用地等の保全・整備
- ・海域の底質改善
- ・適正な水の利用
- ・水質浄化機能の保全・再生・創出等

基本方針2

多様な生態系の回復

行動方針

- ・干潟、浅場、藻場等の保全・再生・創出等
- ・漁業生産の回復

基本方針3

生活空間での
憩い・安らぎ空間の拡充

行動方針

- ・人と海とのふれあいの場・機会の創出
- ・水際線、緑地、景観の形成

5 三河湾環境再生プロジェクト ―よみがえれ！生きものの里“三河湾”―（別票5）

三河湾は、古くから漁業や海運はもとより、潮干狩りや海水浴、近年に至っては海洋スポーツやレクリエーションと、私たちが多くの恵みや恩恵を受けてきた海であり、次世代に残さなければならぬ本県の財産です。

しかしながら、三河湾は戦後の経済発展や都市化の進展などに伴い、赤潮や苦潮の発生など水質の悪化が生じ、これまでも汚濁負荷の流入削減など各種対策を講じてきましたが、環境の改善が残念ながら十分には進んでいない状況にあります。

こうした中、本県では、三河湾を里海として再生するための様々な取組の効果等を検討し、「三河湾里海再生プログラム」を平成23年3月に取りまとめ、これに基づき三河湾の里海再生に向けた取組を推進しています。

平成24年度からは、県民、NPO等団体、市町村及び県が一体となって三河湾の再生に向けた取組の機運を高めるため、「三河湾環境再生プロジェクト ―よみがえれ！生きものの里“三河湾”―」と銘打って、NPO等の活動支援、三河湾の里海再生に向けた調査活動、生物多様性について学ぶ機会の提供、他県の活動を踏まえた学習機会の提供などの事業を展開しています。

平成24年度の枠組み

三河湾環境再生プロジェクト ―よみがえれ！生きものの里“三河湾”―

里海再生に向けた調査活動

三河湾の干潟を造成し、里海としての機能を再生するため、県民参加による里海調査を実施

生物多様性について学ぶ機会の提供

三河湾の沿岸や流域において、NPO等と協働で生物多様性について学ぶ体験型セミナーを開催

NPO等団体の活動支援

三河湾の沿岸における水質浄化等の取組を推進するため、「あいち森と緑づくり税」を活用して、NPO等団体の環境活動を支援

三河湾環境再生シンポジウム

閉鎖性水域である琵琶湖の水質浄化の取組を踏まえたシンポジウムを開催

登録年度	平成 23 年度																													
テーマ	流域モニタリング一斉調査																													
分類	水質の浄化	水量の確保	生態系の維持	水辺の保全																										
実施主体	愛知県、市町村、県民																													
キーワード	水循環再生指標 モニタリング																													
<p>1 取組の目的、背景及び必要性</p> <p>水質・水量・生態系・水辺といった水循環に係わる項目について、県民の皆さんと行政が協働してモニタリング調査を行い、「森から海まで流域全体を視野に入れた」水循環の現状とその変化を経年的に把握し、今後の取組に役立てることを目的としている。「流域モニタリング一斉調査」は平成 21 年度より実施している。</p> <p>2 取組内容</p> <p>水循環再生指標（「水のきれいさ」「水の量」「生態系」「水辺のようす」の 4 項目で構成）を用いたモニタリング調査である。</p> <p>【調査内容】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>調査の名前</th> <th>調査の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">水のきれいさ</td> <td>五感による調査</td> <td>目や鼻を使って水質を把握する調査</td> </tr> <tr> <td>パックテスト</td> <td>COD パックテストを使う水質調査</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">水の量</td> <td>五感による調査</td> <td>目で見て水辺の状態を把握する調査</td> </tr> <tr> <td>水深測定</td> <td>巻き尺などを使って水深測定</td> </tr> <tr> <td>流速測定</td> <td>流れの早さを測る調査</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">生態系</td> <td>五感による調査</td> <td>目や耳と使って水辺の状態を把握する調査</td> </tr> <tr> <td>水生生物調査</td> <td>川底にすむ虫や貝などを採取して、水質を判断</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">水辺のようす</td> <td>五感による調査</td> <td>目や耳、鼻を使って水辺の状態を把握する調査</td> </tr> <tr> <td>透視度測定</td> <td>水の透視度を測定</td> </tr> <tr> <td>ヒアリング調査</td> <td>川の利用状況について利用者に対し聴取</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 期待される効果</p> <p>流域モニタリング一斉調査を通じ、多くの人が水循環再生への理解を深め、取組への参加の輪が広がることを期待できる。</p> <p>4 役割分担</p> <p>民間団体等が主体的に実施するモニタリング調査に、行政（県及び市町村）が協力して推進する。</p> <p>5 今後の検討課題</p> <p>調査結果の一層の蓄積と、調査結果と水循環再生との関連性を示すなど調査結果の有効活用を行う必要がある。</p>					調査の名前	調査の内容	水のきれいさ	五感による調査	目や鼻を使って水質を把握する調査	パックテスト	COD パックテストを使う水質調査	水の量	五感による調査	目で見て水辺の状態を把握する調査	水深測定	巻き尺などを使って水深測定	流速測定	流れの早さを測る調査	生態系	五感による調査	目や耳と使って水辺の状態を把握する調査	水生生物調査	川底にすむ虫や貝などを採取して、水質を判断	水辺のようす	五感による調査	目や耳、鼻を使って水辺の状態を把握する調査	透視度測定	水の透視度を測定	ヒアリング調査	川の利用状況について利用者に対し聴取
	調査の名前	調査の内容																												
水のきれいさ	五感による調査	目や鼻を使って水質を把握する調査																												
	パックテスト	COD パックテストを使う水質調査																												
水の量	五感による調査	目で見て水辺の状態を把握する調査																												
	水深測定	巻き尺などを使って水深測定																												
	流速測定	流れの早さを測る調査																												
生態系	五感による調査	目や耳と使って水辺の状態を把握する調査																												
	水生生物調査	川底にすむ虫や貝などを採取して、水質を判断																												
水辺のようす	五感による調査	目や耳、鼻を使って水辺の状態を把握する調査																												
	透視度測定	水の透視度を測定																												
	ヒアリング調査	川の利用状況について利用者に対し聴取																												

登録年度	平成 23 年度
テーマ	三河湾里海再生プログラムの推進
分類	水質の浄化 水量の確保 生態系の維持 水辺の保全
実施主体	愛知県
キーワード	里海、生態系保全
<p>1 取組の目的、背景及び必要性</p> <p>三河湾は、古くから多様な生態系に培われた様々な海の恵みをもたらしてくれ、生活に密着した「里海」であるが、依然として赤潮や貧酸素水塊の発生が見られるなど、環境の改善が進まない状況にある。</p> <p>このため、三河湾の里海再生に向けて今後取り組むべき施策について、愛知県の3部局（環境部、農林水産部及び建設部）で構成した特別チームで3年間にわたり検討し、平成 22 年度末に「三河湾里海再生プログラム」（以下「プログラム」という。）を取りまとめた。</p> <p>2 取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三河湾における干潟浅場の造成 ・干潟・浅場及び海域のモニタリング ・干潟・浅場・藻場の保全活動の支援 ・干潟・浅場等を通じた里海に関する啓発 ・深掘跡の埋め戻し、浚渫及び覆砂の継続実施 ・局所的環境悪化水域の環境修復 など <p>3 期待される効果</p> <p>三河湾の里海としての再生に向けて、水質環境基準の達成とともに、多様な生態系を保全・再生・創出し、人と水との豊かな関わりを取り戻すことを目指す必要がある。「プログラム」では、目指すべき姿として「きれいな海」、「豊かな海」、「親しめる海」を掲げ、干潟・浅場の造成を主要な施策とし、干潟・浅場に係るモニタリング、啓発等の取組を推進するとしている。</p> <p>プログラムを策定したことにより、三河湾再生のための取組を関係部局が連携して実施することができる。</p> <p>4 役割分担</p> <p>プログラムの内容を、環境部、農林水産部、建設部等の関係部局が連携し推進する。</p> <p>5 今後の検討課題</p> <p>プログラムの継続的な実施</p>	

登録年度	平成 23 年度
テーマ	関係機関との連携強化（矢作川流域圏懇談会）
分類	水質の浄化 水量の確保 生態系の維持 水辺の保全
実施主体	関係機関との連携強化（矢作川流域圏懇談会）
キーワード	矢作川流域圏
<p>1 取組の目的、背景及び必要性</p> <p>矢作川における治水、利水、環境、維持管理等の課題を解決し目標を達成していくためには、川の中だけの視点ではなく、水のつながりという視点で山から海までの流域圏全体を対象として、多様な課題の解決に向け、公募による個人・市民団体・NPO等の住民参加、学識経験者、そして行政から国・県の関係機関、全市町村等と一緒に話し合い、役割をもちながら連携・協働して行くことが、調和のとれた流域圏全体の発展につながると考えている。</p> <p>そこで、矢作川流域圏に関係する各組織のネットワーク化を図り、情報共有及び意見交換を行っている。</p> <p>2 取組内容</p> <p>これまで、様々な機関や組織で行われていた矢作川流域圏に関わる課題や取り組みを『矢作川流域圏懇談会』にて、課題を掘り下げ、根底にある問題点を「見える化」するとともに、「水」に関わるつながりでそれぞれの立場から、課題を一元的に整理し、その課題の解決手法を「見える化」することで、効果的・効率的な流域圏一体の取り組みの推進につなげるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 矢作川流域圏に関わる課題を一元化する ② 流域圏の課題を参加者で共有する ③ 課題を掘り下げ問題点を見える化する ④ 課題解決に向けた手法を見える化する ⑤ 課題や取り組み状況などの情報共有を行う（専用HPの開設） <p>3 期待される効果</p> <p>効果的・効率的な流域圏一体の取り組みの推進につなげることができる。</p> <p>4 役割分担</p> <p>流域圏の住民と関係者が交流を深め、流域圏一体化の取組、ならびに矢作川に係る河川整備について情報共有・意見交換を行う。また、山、川、海ごとに部会を設置し、各部会において検討した課題やその解決手法を、流域全体として取りまとめ、情報を一元化する。。</p> <p>5 今後の検討課題</p> <p>矢作川流域圏に関する課題の解決にあたり、各主体の施策の持続的な実施が必要である。</p>	

登録年度	平成 23 年度
テーマ	関係機関との連携強化（伊勢湾再生推進会議）
分類	水質の浄化 水量の確保 生態系の維持 水辺の保全
実施主体	中部地方整備局はじめ関係省庁及び関係地方公共団体等
キーワード	伊勢湾再生 行動計画
<p>1 取組の目的、背景及び必要性</p> <p>伊勢湾再生推進会議は平成 18 年 2 月 2 日に関係省庁及び関係地方公共団体等によって、設置された。平成 19 年 3 月には、伊勢湾の再生に向けて「伊勢湾再生行動計画」を策定した。伊勢湾再生行動計画では、伊勢湾再生に向けたスローガンと目標を設定し、毎年、伊勢湾再生のための取組を実施している。 ※)「伊勢湾」とは、伊勢湾（狭義）及び三河湾と定義</p> <p>2 取組内容</p> <p>【伊勢湾再生に向けた目標】</p> <p>「伊勢湾の環境基準の達成を目指し、多様な生物が生息・生育する、人々が海と楽しく安全にふれあえる、美しく健全で活力ある伊勢湾の再生」</p> <p>【行動計画の策定】</p> <p>伊勢湾再生の目標（伊勢湾のあるべき姿の実現）を掲げ、これを実現するための基本方針を定め、伊勢湾流域圏の産学官と沿岸域及び流域の人々などの多様な主体が協働連携を図りつつ、目標達成へ向けた仕組みの構築と取組を推進する。</p> <p>【伊勢湾流域圏一斉モニタリングの実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治体等が実施する水質調査 市民の方々が実施する「簡易水質テスト」「ゴミ調査」「生物調査」 <p>3 期待される効果</p> <p>伊勢湾を再生させるという目標に向かって関係機関が共通認識をもち、各施策を実施し、健全な水・物質循環の構築、多様な生態系の回復、生活空間での憩い・安らぎ空間の拡充を図る。さらには、伊勢湾流域圏モニタリングを通じ、多くの人が伊勢湾再生への理解を深め、取組への参加の輪が広がることが期待できる。</p> <p>4 役割分担</p> <p>関係省庁及び関係地方公共団体等が連携して、伊勢湾再生のための施策を実施する。</p> <p>5 今後の検討課題</p> <p>伊勢湾の水質等を改善するためには、伊勢湾の汚濁機構を詳細に把握し、効果的な施策を検討する必要がある。このため、伊勢湾の汚濁機構解明に必要な基礎データを蓄積するためのモニタリングを実施する。</p>	



登録年度	平成 24 年度
テーマ	三河湾環境再生プロジェクト ーよみがえれ！生きものの里“三河湾”ー
分類	水質の浄化 水量の確保 生態系の維持 水辺の保全
実施主体	愛知県、民間団体
キーワード	三河湾、里海、生態系保全
<p>1 取組の目的、背景及び必要性</p> <p>三河湾を取り巻く沿岸地域の県民、NPO、市町村及び県が一体となって、三河湾の再生に向けた取組の機運を高めるため、三河湾の里海再生に向けた調査活動を行うとともに、他県の活動を学ぶ機会の提供、市町村、NPO等の活動支援や生物多様性について学ぶ機会を提供する。</p> <p>2 取組内容（平成24年度の枠組み）</p> <p>○里海再生に向けた調査活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里海モニタリング調査 <ul style="list-style-type: none"> 干潟の水質浄化機能等を継続的にモニタリングすることにより、干潟の特徴や経年変化を把握する。 ・県民参加の里海調査 <ul style="list-style-type: none"> 干潟等が持っている様々な機能の重要性について理解を深めるため、県民参加による調査を実施する。 <p>○生物多様性について学ぶ機会の提供</p> <p>三河湾沿岸において、NPO等と協働で生物多様性について学ぶ体験型セミナーを実施する。</p> <p>○NPO等団体の活動支援（「あいち森と緑づくり税」を活用した支援）</p> <p>三河湾沿岸や流域における水質浄化の取組を推進するため、NPO等の環境活動を支援する。</p> <p>○三河湾環境再生シンポジウムの開催</p> <p>三河湾環境再生プロジェクトのメインイベントとして、愛知県や滋賀県で海や河川の環境活動を行っている団体間の交流や活動事例発表などのシンポジウムを開催する。</p> <p>3 期待される効果</p> <p>三河湾の環境再生には、干潟・浅場の保全や造成、陸域からの汚濁物質の流入を抑制するなどの取組に加え、県民、NPO等団体、市町村及び県が一体となり三河湾の再生に向けた取組の機運を高めることが重要である。そこで、NPO等団体、市町村及び県による事業が共通の目的のもとに連携して実施されることにより、取組の機運を高めることができる。</p> <p>4 役割分担</p> <p>県民、民間団体、市町村、県関係機関などが一体となり、三河湾の再生に向けた取組を継続的に推進していく。</p> <p>5 今後の検討課題</p> <p>三河湾の環境再生には、三河湾を近い存在に感じることや、環境再生に取り組む人の輪を大きく太くしていくことが重要であることから、その実現に向けて各主体と連携した取組を一層進めていく。</p>	

V 行動計画推進のために

行動計画に位置づけられた水循環再生の取組を推進するため、県民や事業者、民間団体、行政からなる「西三河地域水循環再生地域協議会」では、各地域における取組の推進を図るとともに、各主体間相互の取組の連携・調整や取組情報の整理・提供を行います。

また、必要に応じ県域を越えた取組の検討や他県との調整を行います。

西三河地域水循環再生地域協議会の構成員

区分	所属	役職等	国	中部地方環境事務所	環境対策課長
座長	名古屋工業大学	教授 富永晃宏	国	中部地方整備局豊橋河川事務所	所長
事業者 県民 民間団体	豊田森林組合	組合長	県	中部地方整備局三河港湾事務所	所長
	あいち中央農業協同組合	組合長		西三河県民事務所	所長
	あいち豊田農業協同組合	組合長		西三河農林水産事務所	所長
	西三河漁業協同組合	組合長		豊田加茂農林水産事務所	所長
	名倉川漁業協同組合	組合長		西三河建設事務所	所長
	岡崎商工会議所	専務理事		知立建設事務所	所長
	豊田商工会議所	専務理事		豊田加茂建設事務所	所長
	明治用水利地改良区	理事長		衣浦港務所	所長
	矢作川沿岸水質保全対策協議会	会長		農林水産部	部長
	岡崎市	市長		建設部	部長
半田市	市長	環境部	部長		
碧南市	市長				
刈谷市	市長				
豊田市	市長				
安城市	市長				
西尾市	市長				
大府市	市長				
知立市	市長				
高浜市	市長				
豊明市	市長				
みよし市	市長				
東郷町	町長				
阿久比町	町長				
東浦町	町長				
南知多町	町長				
美浜町	町長				
武豊町	町長				
幸田町	町長				

平成 25 年 12 月現在

1 各主体に期待される役割

水循環再生基本構想を推進するためには、県民や事業者、民間団体、行政の各主体が、水循環再生に関する自らの役割と参加する意義を理解し、各主体の立場に応じた役割分担のもと、自主的・積極的に水循環の再生施策に取り組む必要があります。

このため、各主体が役割を次のように分担し、協働・連携して取組を進めます。

県民

環境の問題は、県民一人ひとりの行動や生活様式と深くかかわっています。

このため、普段の暮らしと河川や水路などの水質の汚濁などのかかわりを理解し、日常生活の中で、よごれを流さないことや水の使い方を工夫することなど、実行が可能な行動を実践します。

また、地域における水循環再生に関する意識の向上に努めるとともに、地域の活動に自主的・積極的に参加します。

事業者

事業者は、事業活動により用水の取水や排水を通して、地域の河川や水路などに様々な影響を与えており、水循環再生の取組にとって、重要な役割を担っています。

このため、事業者は、節水や水の再利用など効率的な水利用、排水の汚濁負荷の改善などによる、水循環再生に向けた直接的な取組を実施するとともに、提供する製品やサービスによる間接的な水循環再生への取組についても配慮することが必要です。

さらに、地域社会の一員として、県民、民間団体や行政との連携した取組が必要です。

民間団体

県民や事業者により組織され、非営利的かつ自主的に活動している民間団体は、社会や地域における環境保全活動の実践者としてその専門性を生かし、県民、事業者、行政との連携・協働に配慮しつつ、水循環再生の取組に参画していきます。

また、今後団塊の世代とされる多くの人々が定年を迎えることから、新たな実践者を育成する役割が期待されます。

行政

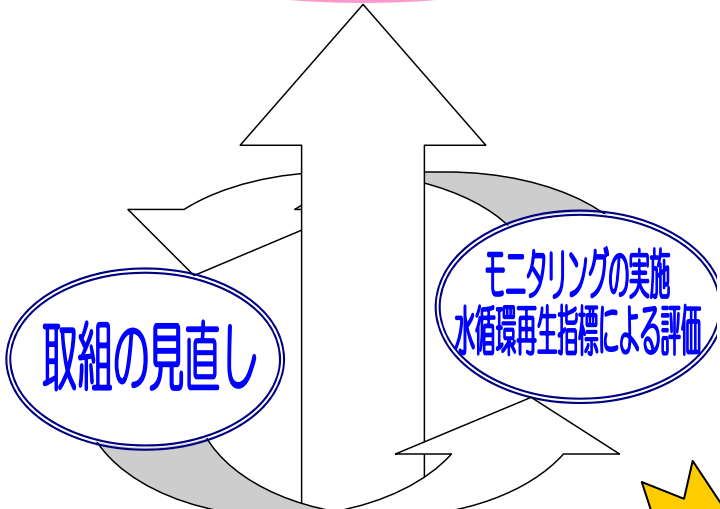
行政は、水循環再生に向けた総合的な施策を策定し、実施します。

また、地域の水情報の積極的な提供や情報の共有化、環境学習による県民の啓発を図ります。

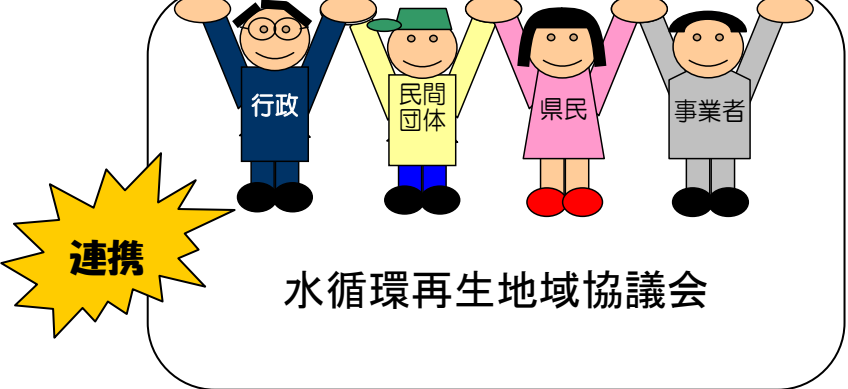
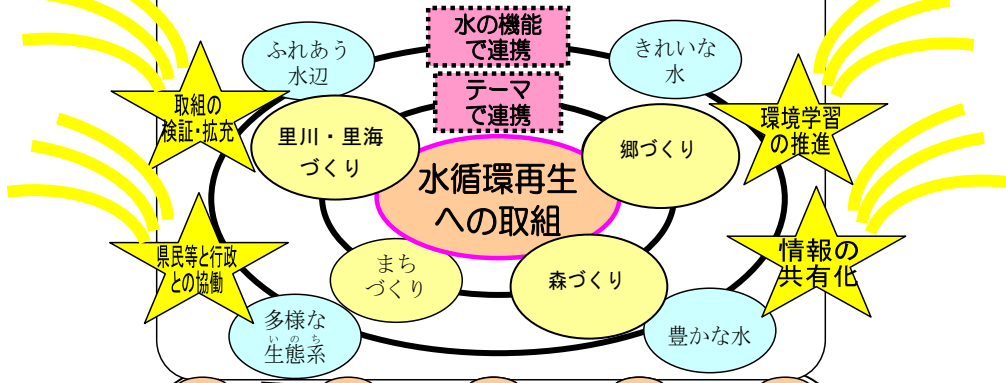
さらに、地域における県民や事業者、民間団体、行政等の連携が非常に重要であることから、これらの主体が密接に連携できるような場の提供や主体間の調整的な役割を担います。

水循環の再生

人と水との豊かな
かかわりの回復・創造



水循環再生地域行動計画 **協働**



2 行動計画の推進に向けて

(1) 取組の進行管理

行動計画で定めた取組を、県民、民間団体、事業者が連携して主体的に取り組むために、尾張地域水循環再生地域協議会に行動計画フォローアップチームを設置し、計画(Plan)、実行(Do)、点検(Check)、更新(Action)のPDCAサイクルを繰り返すことにより、行動計画の効果的進行管理と計画の見直しを進めます。

(2) 取組実施状況の点検、計画の更新

行動計画は、今後の研究成果などにより新たな知見が得られたりするなど、方向性の修正が見込まれることから、概ね3年ごとに達成状況や課題を整理しながら、中間評価や更新を行います。

取組実施状況の点検は、次のように毎年行います。

西三河地域の共通目標や流域ごとに掲げている流域別目標については、行動計画フォローアップチームが行動計画に掲げた取組の中から進捗状況の指標として適切な項目を選定し、取組の実施状況を点検・把握します。

また、取組による水環境の状況変化把握などのため、県民・事業者・民間団体・行政が協力して、川などの総合的な健康状態を水循環の視点で判断するため作成した「あいちの水循環再生指標*」を活用し、モニタリング調査や流域内で調査日を定めて行う「流域モニタリング一斉調査」を経年的に実施します。これらの調査を通じて水循環再生への理解を深めるとともに、取組への参加意欲も高めていきます。

なお、点検結果は、行動計画フォローアップチームが窓口となって取りまとめを行います。

【水循環再生指標の調査項目】

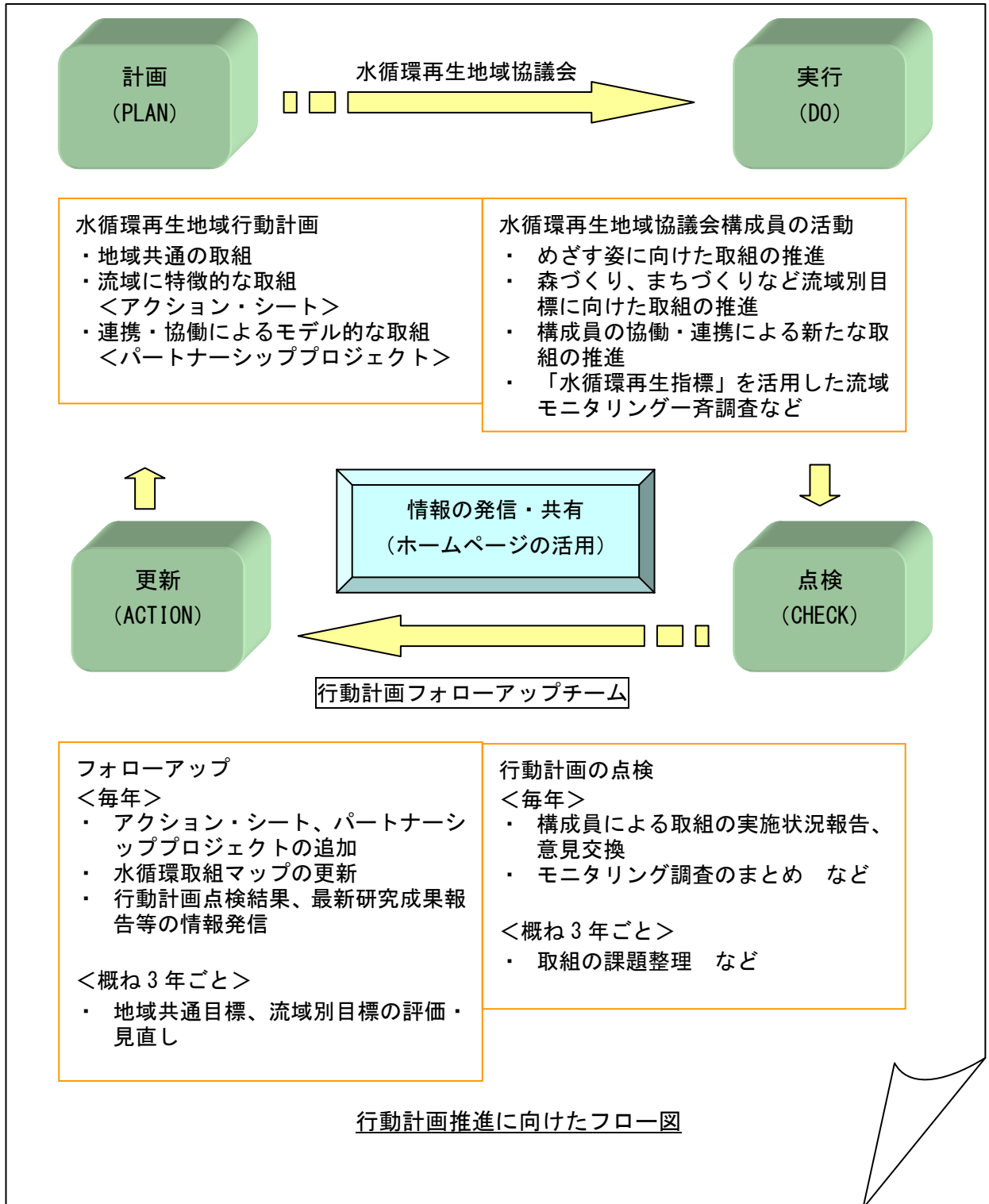
評価項目	調査項目
水質	水の汚れ(COD)、水の色、濁り、におい、泡・油膜、水底の感触
水量	水深、流れの変化、流速、湧水
生態系	水質階級(水生生物調査)、魚の調査、 植生調査(水際、水辺周辺)、鳥や昆虫の調査、外来種調査
水辺	透視度、ごみの状況、水辺を利用したいか(親しみ)、 水辺への近づきやすさ、水辺の自然度、水辺景観(心地よさ) 水辺の活動(①散歩、レジャー ②環境学習 ③環境保全活動)

*あいちの水循環再生指標：「水質」のほか、「水量」や「生態系」、「水辺の親しみやすさ」などの項目で構成し、川や海などの健康状態を水循環の視点で総合的に判断するための指標

(3) 情報の共有と発信

地域協議会で新たに合意された取組（アクション・シート、パートナーシッププロジェクト）は毎年行動計画に追加していきます。また、付表に添付している水循環取組マップについても、毎年更新していきます。

目標達成状況の点検結果及び汚濁機構解明などの最新研究成果報告等は、ホームページなどから発信し、情報の共有化を図り行動計画の効果的な推進に努めます。



付 表

西三河地域 水循環再生に向けた取組 総括表